

平成23年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月19日開会～12月21日閉会

双葉町議会

平成23年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月19日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に参加した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第104号から議案第114号までの一括上程	9
提案理由の説明	9
散 会	12

第 2 日 (12月20日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に参加した者の職氏名	14
開 議	15
議事日程の報告	15
一般質問	15
菅野博紀君	15

岩本久人君	25
白岩寿夫君	38
散会	47

第 3 日 (12月21日)

議事日程	49
出席議員	50
欠席議員	50
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	50
職務のため議場に出席した者の職氏名	50
開 議	51
議事日程の報告	51
議案第104号の質疑、討論、採決	51
議案第105号の質疑、討論、採決	51
議案第106号の質疑、討論、採決	52
議案第107号の質疑、討論、採決	52
議案第108号の質疑、討論、採決	53
議案第109号の質疑、討論、採決	53
議案第110号の質疑、討論、採決	54
議案第111号の質疑、討論、採決	60
議案第112号の質疑、討論、採決	61
議案第113号の質疑、討論、採決	62
議案第114号の質疑、討論、採決	63
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	64
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	64
閉 会	64

23 双葉町告示第28号

平成23年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年12月5日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成23年12月19日(月)
午前9時

2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 岩本久人君
5番 菅野博紀君
7番 伊澤史朗君

2番 白岩寿夫君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成23年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年12月19日（月曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第104号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第105号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第106号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第107号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第108号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第109号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第11 議案第110号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第111号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第112号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第113号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第114号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 提案理由の説明

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	山下正夫君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、菅野博紀君、6番、清川泰弘君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月14日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月21日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から21日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) おはようございます。

平成23年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

改めまして、このたびの東日本大震災により犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、ご家族、ご親族の皆様に対しまして心からお悔やみを申し上げます。

まず初めに、皆様方には、11月20日に執行されました双葉町議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦を戦い抜かれ、町民の負託を受け、見事当選の栄に浴されたこと、まことにめでたく、改めてお祝いを申し上げる次第であります。ご家族を初め、皆様を支援された関係者の方々の喜びもひとしおのことと存じます。

今後4年間、町民の代表として選ばれた皆様には、議会議員としての職責を全うされまして、町民の期待にこたえていただくとともに、健康には十分注意され、ご活躍されますことをお願いいたします。また、今後の町復興に向けての幾多の課題を克服していくためには、議員の皆様からのご意見、ご提言をいただかなければなりません。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、多くの犠牲者をもたらした地震と大津波、そして原子力発電所の事故、さらには寒さの中での避難。3月11日から9カ月が経過いたしました。町の将来を担う子供たちや町民の皆さんが、ふるさと双葉に帰りたい気持ちを抑え、さまざまな不安を抱きながらの不自由な避難生活は、生活環境を大きく変化させてしまっています。このような不便な避難生活を終えられ、早くもとの生活に戻られるよう、今後も全力で取り組みたいと考えております。

まず、避難者状況について申し上げますが、全国に避難されている町民の方々につきましては、12月8日現在、亡くなられた方及び行方不明の方を除いた7,028名が、41都道府県に避難されております。そのうち福島県内には3,351人、県外が3,677人となっております。

福島県内の拠点として郡山市に整備した福島支所の開所式を10月28日に行いました。県内に避難する町民の方の支援を初め、仮設住宅等を定期的に巡回することによる町からの情報伝達、入居者の生活状況確認、保健指導などを行うとともに、各種相談業務、証明等の申請受け付け、発行業務を行ってまいります。また、引き続き、高齢者等のサポート拠点の設置や住環境の改善、治安対策、コミュニティづくりなどによって入居者の支援や生活環境の向上に努め、避難者の皆さんが自主的運営に資するよう、自立に向けての支援を充実してまいります。

また、警戒区域等に指定され、市町村の境界を越えて避難されている方に対して、住民票を移さずに避難先で適切な行政サービスを提供できるよう、避難先自治体からの行政サービスを可能にする特例法が制定され、11月15日に告示、来年1月1日から施行されます。これは、医療、福祉関係及び教育関係の事務が中心で、児童生徒に対する保育所の入所や予防接種、乳幼児、妊産婦への健診、高齢

者の介護予防の地域支援事業、養護老人ホームへの入所措置などがあります。今後は、このことにより行政サービスの代行が義務づけられることとなります。

一時立ち入りの実施状況について申し上げます。警戒区域内への住民の第2回目の立ち入りにつきましては、マイカーによる自宅への一時帰宅として、9月25日から12月4日まで、計13回行われました。車両台数1,929台、4,638名が帰宅しております。また、前回と同じバス方式による立ち入りは、延べ37台、参加者177世帯、279名の町民の方が一時帰宅を行っております。また、車両持ち出しは、12月中に3回予定しており、持ち出し予定台数は69台となっております。

大震災による災害弔慰金は、12月15日現在で44件、1億3,000万円が支給されております。

応急仮設住宅や民間住宅の借り上げなどの状況であります。12月11日現在の状況を申し上げますが、入所決定戸数が356戸、入居者数が679人、民間借り上げ住宅については、12月1日現在で、県提供及び特例措置を合わせまして1,043戸、2,495人の方が入居及び入居が決定しているところであります。また、県外における借り上げ住宅に係る特例措置を行っていないところもありますが、家賃を震災時にさかのぼっての適用については賠償の対象でもありますので、負担した家賃等に関しましては東京電力への請求をお願いしたいと思います。

12月3日、原発事故被害に対する現在の生活、事業の支援はもとより、自立復興を達成するまでの完全賠償を国、東京電力に求めるため、双葉地方総決起大会がいわき市の明星大学で開催されました。当日は、双葉町からの参加者150人を含む1,400人を超える郡民が全国の避難先から参集、佐藤福島県知事も出席され、10項目の大会決議を採択するとともに、細野、平野、原発事故収束担当、復興対策担当の両大臣、東京電力の西澤社長に対しまして、緊急要望、要求を行いました。いまだに原子力損害賠償の全体像が見えない現状の打開、さらに復興に向けて、すべての郡民が団結していくことを申し合わせて大会を終了しました。引き続き、確実かつ速やかな対応、賠償等を行うよう、他町村とともに連携し、強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、原子力損害賠償の手続であります。全国各地に避難している双葉町民がこうむった被害について、東京電力に対して損害の完全賠償を要求し実現を図ることの趣旨に賛同する日弁連会員から弁護団員を募り、弁護団を編成中であり。現在、損害賠償に係る申し出書を印刷中であり、でき上がり次第、町民の皆さんに送付を行うとともに、弁護団による説明会、相談会を開催、早期に請求手続ができるようにしてまいりたいと考えております。

原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が体内に取り込まれていないかを判断するための内部被曝検査についてであります。福島県が実施主体となり、妊婦、乳幼児及び高校生までの児童生徒、並びに20キロ圏内にいた方などを対象として実施しております。本検査は、双葉町が対象者への意向調査、実施通知や現地での受け付けなどを行い、9月29日から茨城県東海村の独立行政法人日本原子力研究開発機構などで、11月末日現在、16回、884名の町民の方が検査を受けております。

なお、12月から町独自で、福島県内の民間病院と内部被曝検査についての協定を締結し、乳幼児か

ら高校生までを無料で、それ以外の方は有料とはなりますが、通常の半額で実施していただくことで進めております。

佐藤福島県知事は、11月30日、国と東京電力に県内原発10基すべての廃炉を求めていく方針を明らかにし、年内にまとめる予定の県復興計画の中で廃炉を前提に策定することとしております。これまで40年間にわたり原発と共生してきた当地方並びに双葉町にとっては大きな転換期ととらえており、財政の根幹であります交付金の継続を求めることはもちろんのことですが、今後の雇用並びに収入の確保など、不確実な部分があります。したがって、今後、議会の皆さんとも十分に議論を重ねていくとともに、さらには、今後策定される復興計画における双葉地方への振興策についても、あわせて県との協議、要請を行っていきたいと考えております。

除染についてであります。当町は、完全に除去される技術が確立されるまで実施を見合わせたいと考えております。他市町村で実施されている除染は、風雨の後にもとに戻るような報道は注意深く分析しなければなりません。費用を決めて行うのではなく、かかる費用を十分にかけることが効果を出すことでもあると考えております。

11月19日、20日の両日に、加須市はなさき水上公園を会場に2011彩の国食と農林業ドリームフェスタが開催されました。当町からも避難先で自立を目指し、営農再開に取り組む農家で生産された米やキャベツ等の農産物の出展と販売が行われ、注目を浴びておりました。また、今回双葉町がお世話になっている地元加須市でのイベント開催でもあり、感謝の意を込めて、郷土芸能の発表の場として、婦人会によります相馬流れ山踊りや、ふたば音頭が見事に披露され、多くの来場者から声援と喝采を浴び、大いに盛り上がったところであります。

11月20日には、第23回ふくしま駅伝競走大会が白河市陸上競技場から福島県庁前までの16区間96.5キロメートルのコースで開催されました。当初双葉町は、選手をまとめることが厳しい状況で、出場が危ぶまれましたが、コーチや中高生の皆さんが電話やメールで連絡をとり合うなど、皆さんの熱意が報われ出場することができました。選手の出場規定の関係でやりくりがつかない区間もあり、オープン参加で、タイムも参考記録となりましたが、この避難生活で全体練習もできない厳しい状況の中、見事完走いたしました。選手の皆さんの頑張りは、町民の方々に大きな勇気と感動を与えていただきました。選手、そして支援していただきました関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げますと思います。

9月定例会で申しあげました当町のステップ2には、引き続き早期実現を目指してまいります。みんなが元気に、みんなで元気に町へ戻れるまで支え、支えられ合うことが大切であり、全国の町民の皆さんへの支援、健康管理、迅速かつ十分な損害賠償など、さまざまな課題に対しても全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、町議会を初め町民の皆さんのご協力、ご理解をお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案申し上げている案件について申し上げます。詳細については、提案理由の

際に申し上げたいと存じますが、条例の制定及び一部改正が5件、特別功労表彰の同意案件が1件、平成23年度補正予算（案）が5件、合計11の案件となりますので、慎重なご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第104号から議案第114号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第104号から日程第15、議案第114号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第104号から議案第114号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 日程第16、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第104号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の影響で、原子力災害対策特別措置法により避難を余儀なくされるなど、被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者が納付すべき平成22年度及び平成23年度の保険料を減免することにより、被保険者の負担軽減を図るものであります。

議案第105号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてありますが、これは人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえた改正であります。

報酬の支給については、議会議員が月の途中で死亡以外により退職や辞職等された場合に、その日までの報酬を日割りで支給することとする改正であります。

また、期末手当の支給の制限として、禁錮以上の刑罰に処せられ、地方自治法第127条第1項の規定により被選挙権を失ったことにより失職した場合に期末手当を支給しないこととすることと、期末手当の支給日に刑罰が確定していない場合には一時差しとめをすることができることとするために改正するものであります。

議案第106号 職員の給与に関する条例の一部改正についてありますが、これは人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえた改正であります。

給料の支給についての改正は、職員が月の途中で死亡以外の退職をした場合に、その日までの報酬を日割りで支給することとする改正であります。

また、行政職給料表の改正であります。福島県人事委員会勧告どおりに給料月額を引き下げる改正であります。

議案第107号 双葉町税条例の一部を改正する条例ですが、これは平成23年度地方税法の改正に伴う改正で、主な改正点は、寄附金税額控除の適用化減額の引き下げ、町民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等であります。

議案第108号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正についてであります。双葉町町民の皆様の当面の生活費の貸し付けを、今まで1人当たり3万円で行っていたものを10万円に引き上げ、そのための基金を3,000万円から5,000万円に改め、一般会計の補正予算により積み立てるものです。なお、今回からの貸し付けには、5万円以下の場合、連帯保証人を付さないこととした改正であります。

議案第109号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第6号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

木幡敏郎氏は、双葉町議会議員として、平成5年11月から18年間、地方自治の進展に尽力されました。さらに、町監査委員として4年間、町農業委員会委員として18年間、町政の振興に多大な貢献をされました。

議案第110号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億5,577万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は57億7,555万6,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

地方特例交付金は、交付金額の確定により203万8,000円の追加、地方交付税は特別交付税8,000万円を追加いたしました。

分担金及び負担金は、農林水産業費分担金と民生費負担金、合わせて549万2,000円を減額、使用料及び手数料は、高齢者生きがいデイサービス手数料や高齢者在宅生活支援手数料など、合わせて758万9,000円の減額となりました。

国庫支出金は、就学援助費国庫補助金の県支出金への組み替えによる減額や市町村行政機能応急復旧費国庫補助金の増額など、合わせて294万7,000円の追加となりました。

県支出金は、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金や広報安全等対策交付金などの減額、緊急雇用創出基金事業県補助金や被災児童生徒就学援助事業費県補助金の増額など、合わせて2,105万6,000円の追加となりました。

寄附金は、一般寄附金とふるさと応援寄附金、合わせて35万4,000円を追加、繰入金は、基金繰入金3,983万2,000円の追加、諸収入は、郵政事業震災配分金など2,262万4,000円の追加となりました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、住民情報システム導入経費や支所等管理運営費の増額などにより、5,604万8,000円の追加となりました。

民生費は、乳幼児や児童医療費の減額、仮設住宅等管理経費の見直しなどにより、3,070万3,000円の減額となりました。

衛生費は、個人用電子式線量計購入費や予防接種給付金などの増額、合併処理浄化槽設置補助金や双葉地方広域市町村圏組合負担金の減額などにより、合わせて5,715万6,000円の追加となりました。

労働費は、緊急雇用創出基金事業を継続するため1,257万2,000円の追加となり、土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金の増額などにより4,516万7,000円の追加となりました。

教育費は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の減などにより、1,282万円の減額となりました。

諸支出金は、災害援護特別資金貸付基金などへの積み立てを行うため2,036万2,000円の追加となりました。

議案第111号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出予算の総額に変わりはありません。

歳入の主なものは、国庫支出金の国庫負担金が3,546万9,000円の追加、国庫補助金が3,669万円の減、繰入金の他会計繰入金が129万4,000円の追加となります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費が112万3,000円の追加、保険給付費の療養諸費が4,124万2,000円の追加、高額療養費が4,824万円の減、出産育児諸費が42万円の追加、葬祭諸費が15万円の追加、諸支出金の償還金及び還付加算金が530万5,000円の追加となります。

議案第112号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ1,330万9,000円を減額し、総額は3億5,202万6,000円となります。

歳入については、下水道事業負担金73万6,000円、下水道使用料7,559万3,000円、下水道手数料14万円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金が6,316万円の追加となります。

歳出については、下水道総務費では19万5,000円の減、下水道建設費は144万3,000円の減、下水道維持費では1,167万1,000円の減額となります。いずれも東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所の事故による警戒区域により、事業の実施が見込めないためであります。

議案第113号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,245万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,802万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、平成23年度の保険料減免により特別徴収保険料7,100万2,000円、普通徴収保険料677万5,000円を減額、介護保険災害臨時特例補助金2億1,769万8,000円、その他一般会計繰入金830万円をそれぞれ追加いたします。

歳出の主なものは、電算システム構築など総務費1,230万円、介護給付費の特定入所者介護サービス費3,567万7,000円、特例措置による利用者負担額の免除や施設入所者等に係る食費、居住費等の減免措置のため災害臨時特例償還金1億3,307万8,000円をそれぞれ追加いたします。

議案第114号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります
が、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,506万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額が2,982万5,000円
となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の減免により3,544万9,000円の減、一般会計繰入金
が37万9,000円の増額となります。

歳出の主なものは、上記保険料の減免に伴い福島県後期高齢者医療広域連合納付金が3,544万
8,000円の減額、後期高齢者医療保険料還付金処理業務委託などにより総務管理費が37万9,000円の増
額となります。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいま議案第113号の説明中、私が数字を間違えましたので、訂正をお願いしたいと思います。

最初から読み上げます。議案第113号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）に
ついてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,245万5,000円
6,000円と読み上げましたが、5,000円の誤りでありましたので、修正をお願い
したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時38分）

平成23年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年12月20日（火曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

3番 岩 本 久 人 君

2番 白 岩 寿 夫 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	山下正夫君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、ただいま議長の発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、平成23年3月11日東日本大震災で亡くなられた方々、避難生活で亡くなられた方々に心よりご冥福申し上げます。また、ご家族の方々にもお見舞いを申し上げます。

平成23年11月20日の双葉町議会議員選で2期目の当選をさせていただきましたこと、まことにありがとうございます。今後4年間、双葉町の町民の皆様のことや双葉町地域のために全力で取り組むことをここでお誓いいたします。

1番、町政全般について。平成23年3月11日に起きた東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から9カ月以上がたち、行政としての支援、行政としての情報、行政としての今後の方向性などが、町民の皆様のための行政執行には思えません。今後、仮設住宅、借り上げ住宅での、いつまで続くかわからない避難生活、このようなことから質問させていただきます。

（1）番、今後、仮設住宅、借り上げ住宅で生活をしている方々に対しての情報提供は、今までどおり町のホームページが中心で、その他の方法は考えていないのか。

（2）番、各仮設住宅で、自治会をつくるための行政としての対応と予算等はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

（3）番、仮設住宅や借り上げ住宅で避難生活も9カ月を超えて、今後の生活費のことなど、町民の皆様の不安な避難生活が続いていますが、賠償、補償問題に対しての対応をお伺いいたします。

（4）番、原子力事故から9カ月がたち、内部被曝検査も終わっていない町民も数多くいます。内

部被曝検査の順番を待つだけでなく、町独自の健康診断を行うことは考えていないのか、お伺いいたします。

(5) 番、今後、町政懇談会など町民と町長が直接町民と話をする計画等があれば教えてください。
よろしく申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) おはようございます。5番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

町政全般についてのおたただしですが、仮設住宅、借り上げ住宅で避難生活をしている方に対しての情報提供について、今までどおり町のホームページが中心で、その他の方法は考えていないのかのおたただしであります。現在、町の情報提供としては、双葉町公式ホームページ臨時サイト(災害版)の開設、双葉町メールマガジン登録による携帯電話への情報提供、「広報ふたば」(災害版)の発行、国、県災害対策本部からのお知らせなど、皆さんの生活再建に必要な各種支援情報を提供しております。しかしながら、全国各地に避難されている町民の皆様には、町情報がホームページ、町広報紙で十分とは言えず、リアルタイムに伝えられないのが現状であります。そこで、現在、避難世帯に対するデジタルフォトフレームの導入を検討しております。全国の避難世帯に行政情報を確実に迅速に提供できるシステムを構築し、町民の皆様が少しでも生活の不安解消につながっていただければと考えております。

各仮設住宅で自治会をつくるための行政としての対応と予算についてのおたただしであります。仮設住宅での長引く避難生活を強いられる中、災害を未然に防止し、安心・安全に過ごすためには、仮設内で生活される町民と周辺住民との協調性と連携が大切であると思っております。さらに、良好な地域社会の形成、そしてコミュニティの維持のためにも、自治会の果たす役割は大変重要であると考えております。

このため、町としても、自治会組織の設立に向けて、自治会の規約案を提案するとともに、各仮設住宅入居者の皆さんへの説明会や意見交換会を通して、自主的な設立と自主運営ができるよう推進しているところであります。

また、自治組織の運営に関する経費につきましては、会費、寄附金等で賄うのが一般的なものと思われませんが、事業内容や必要性等により支援の可否を検討してまいりたいと考えております。

賠償、補償問題の対応についてのおたただしであります。東日本大震災の後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束せず、東京電力による損害賠償も遅々として進まず、事故から9カ月以上経過した現在も、全町民の方が今後の生活に不安を抱いたまま避難生活をされている現状にあります。町としても、早期にさまざまな課題を解決するよう、国、県、関係機関に要請を続けているところであります。

その中であっても、特に東京電力に対する損害賠償請求は喫緊の課題でもありますので、重点的に対応してまいります。被害者の立場に立っていない賠償のあり方について、これまで異議を唱えてまいりましたが、町独自の手法で完全賠償の請求手続を東京電力に対して行っていくことといたしました。このため、さきの臨時会においても損害賠償手続の流れ等を説明させていただきましたが、現在、損害賠償を求めるための和解仲介申立書を作成中であります。年内にも全国の町民の皆さんへお届けする予定になっております。

また、支援いただく弁護団につきましても、当地において近日中に設立予定であり、全国的な弁護団のネットワークにより全国の町民の方をカバーしたいと考えております。

さらに、年明け早々には、希望者に対する弁護団による説明会や相談会を開催し、和解仲介申立書の作成方法、申し立てについての指導、助言を受けることができるよう計画しております。この説明会等の日程については、決定次第、ホームページ等でお知らせをしております。

この後、原子力損害賠償紛争解決センターへの提出をし、和解仲介を受ける手続になりますので、ご理解を願います。

続きまして、原子力事故から9カ月がたち、内部被曝検査も終わっていない町民も多くおり、検査の順番を待つだけでなく、町独自の健康診断を行うことは考えていないのかとのおたがひですが、これまで内部被曝検査は、福島県が実施主体となり、町が対象者へ周知、受け付け、検査連絡等を担当し、9月29日から、妊婦、乳幼児、高校生までの児童生徒及び原発事故後に浪江町津島地区及び20キロ圏内にいた方を対象とし検査を開始し、11月末日現在で884名の方が検査を受けられました。今後の検査日程として、福島県から来年1月まで予定が示され、現在、検査申し込みのあった対象者への連絡などを行っているところであります。

また、双葉町独自で福島県内の民間医療機関と内部被曝検査に関し協定を締結し、その民間医療機関におきまして、12月1日から内部被曝検査を開始しておるところであります。

当初、検査が茨城県東海村にあります独立行政法人日本原子力研究開発機構と同開発機構の移動検査車による検査だけでしたが、その後、福島県が購入した移動検査車による検査がいわき市の常磐共立病院でも開始され、また新潟県放射線検査室でも検査が開始されました。

町独自の検査、健康診断につきましては、現段階では福島県が実施主体となり実施している検査の進みぐあいと、民間医療機関での実施状況を見たいと考えております。また、その協定を締結している民間の医療機関では、協定で、現在の検査対象以外の一般の方の検査も定めている検査料金の半額で実施していただけることになっております。

なお、この間、町として福島県に対し、住民の安全・安心のため、できるだけ早く内部被曝検査を希望する町民全員を対象として実施していただきたい旨の要望をしております。当初、検査対象者数が妊婦と小学生までのお子さんでしたが、現在、高校生までを対象とすることができました。今後とも引き続き、希望する町民全員の検査の早期実施に向けて要望を行いたいと考えております。

次に、町政懇談会など、町民と町長が直接町民と話をする計画等があればとのおただしであります。東日本大震災、原子力発電所の事故以来、町民の皆様には双葉町を離れ、長期間にわたり不自由な避難生活を余儀なくされ、大変なご心労を重ねているところでございます。このような状況で、町民の皆様からは数多くの相談やご意見、要求をいただいております。町としても、できる限りの行政サービスと避難生活における支援対策を全力で取り組んでいるところであります。

3月11日の発生から9カ月が過ぎ、新しい年を迎えようとしていますが、政府からは何の方向性も示されておりません。このように先の見えない避難生活には限界があります。今後は、町民の皆さんが一番心配されている本町のまちづくりをどのようにするのか、方向性を示さなければならないと考えております。早い時期に方向性を出して、町民の皆様の率直な意見をいただく機会をつくっていきたくと考えております。

済みません。答弁の誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。先ほど検査の中で、いわき市の磐城共立病院ということ、私、常磐共立病院と言ったようでございますので、磐城共立病院に訂正をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 何点か再質問させていただきます。

（1）番は、最後の（5）番のほうで一緒になると思うので、後でさせていただきます。

あと、（2）番のほうで、各自治会の規約、私、見させていただきました。自己運営ということで、すごく気になりました。町長、これ普通に考えて、皆さん、避難生活というのは収入とかそういうのが安定しているわけでも何でもないのでよね。そこで、自己運営というのは全くもって、町民の人と話していないからそういうふうになってくるのです。一方的な話なのですよ、町長。町長、執行部としての一方的な話で、自立しようとしている方々が仮設に入ったというのは、大変だから、自分たちで行く場所がないから仮設に入って一生懸命やっている方々から、またお金をとって自分たちでやりなさいというのであれば、仮設に行っても自治会に入る人がいなくなるのではないですか。大変な人は出せないですね、その会費とかそういうものを。今は正常な状況ではないということをおわかりになってその規約案とかを書いているのかなと。私は本当に、町民の方々、避難している方々の気持ちになってやってほしい。町長、自立、自立と言って、それでは町民を投げ出しているようにしか、私には見えないのです。予算の配分、もちろんこれやるべきだと思います。

それで、町長、この自治会に関しては、町はかかわってやっていくというような、前にお話しあったような感じがするのですけれども、町がかかわらなくてはならないものだと思います。その場所、場所によっての仮設の事情ってありますよね。お年寄りの方が多い。若い人が多い。混合している場所もいっぱいありますよね。それを一括して同じような案を出して、これでは会費払って自己運営なのかというような、町民に誤解を与えるのはちょっとどうなのかなと。ちゃんとした予算配分をしてほしいと思います。人数割りでも何でも。結局、前にあった区長制度とかそういうところでも、区長

報酬に関しても何にしても、町から出ているものもありましたよね。そういうのを考えたときに、やっぱりそれなりの予算はつけるべきだと思います。

例えば、その次の（２）番の中で、富田仮設なんかでは畑づくりしたい、町でかかわってくれないかというお話しありましたよね。町ではかかわれないと。自分たちでやりなさい。全然知らない土地に来て、みんなで食費とかそういうのを少しでも浮かそうとか、富田の人たちの話を聞いていけば、これで配食サービスでもやりたいなというような話もありました。聞きました。そこに町が関係ないのでなくて、ちゃんとかかわってください。かかわらないと、双葉の町民の人が、私たちは行政から町民ではないと思われているというようなお話も私聞いてきましたので、そこはちゃんとしたかかわり合いをしていただきたいと思いますので、それに対してのご答弁をお願いいたします。

あと、（３）番で、町で出している和解のあれありますよね、紛争審査委員会に出す。その期間を、大体どのくらいかかるのかということをお願いしたい。紛争審査委員会に出して、東電さんとの話し合いをベースとして紛争審査委員会に直接出すのであれば、その期間がどのくらいかかるか、試算ももちろん町長出していますよね。

それと、私たちも議員としてそのことの説明受けました。そのときに、弁護士を使った和解、そして弁護士を使わなかったときの和解、それで納得できなかった場合。これはもちろん裁判になりますね。その場合の町のかかわり合いを教えてくださいたいです。どういうふうにお考えなのか、お伺いします。

それと、私、賠償と補償と書いてありますけれども、補償の意味で、町としての町民への生活保障をどのようにお考えなのか。賠償問題は時間がかかります。生活保障等、考えているのか、いないのか、お伺いいたします。

（４）番、町長、９月の議会でも、私、お話ししました。まだ子供で受けていない人います。内部被曝検査。双葉町のこの検査等で甲状腺に異常が見つかった子、何人かいませんか。あそこの地域で見つかった子いませんか。私、前にもお話ししていますけれども、検査を待っているのではなくて、そういう一番影響のあるところ。全町民とは言いません、順番つけてもらっても結構なので。国とか県とかではないのです。双葉町として双葉町の町民を守る気があるか、ないか。やる、やるではなくて、やるのだったらいつやるか、予定等あればお答えください。

あと、（５）番、今後、町政懇談会等あれば、町長が直接町民と話す計画があれば教えてくださいたいということなのですけれども、町長、もう９カ月以上たって、町民と何回話しましたか。今町長が、国、県、いろんなところに要望しています。これは町民の声ですか。私は違うと思います。ちゃんと町政懇談会等やって、やっぱり悩みとかそういうのを聞いて、それが本当の陳情ではないですか。前９月定例議会でも私言わせてもらいました。声を聞いているのは陳情です。それで忙しいと言ってもらったのなら、私はそう認めます。だけれども、町民の声を聞かないままの陳情とか、そういうもので忙しいのは、私は忙しいうちに入らないと思いますので、そこら辺ちょっと、本当に町民

と話してください。これはお頼みします。町政懇談会等をやっていかないと、本当双葉の町民の人たちは、東京電力の事故、東日本大震災、地震、津波の影響だけではなくて、精神的に皆さん本当に悩んでいる方いらっしゃるのです。そういうことを考えて町政懇談会等どういふふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、自治会の問題であります。現在の自治会は仮設だけになっております。遅くなって、何でもかんでも遅れているのは事実でございます。これはおわび申し上げますが、そのほか、今大きな問題になっているのは、借上げの方たちの連絡体制をどうすればいいのかということで、心配をして、今いろいろと考えております。ここもやはり地区ごとの連絡体制を整えないと、仮設だけ、仮設だけといろいろ今言われているところもありますので、当然菅野議員の言うこともわかるのですが、早急にこの体制を整えて両者の、ここに仮設だけにお金を入れてしまうことなく、やはりもう少し広い意味でのことを考えていかないとまた新たな問題出ますので、この借上げ住宅の連絡網をつくった時点でまたあわせてやっていくということで、今すぐ自治会のほうに予算配分するというのではなくて、全体の流れをつくった中で公平にできればやりたいなど、そんなふうにも考えております。

今一生懸命、自治会の組織の立ち上げを各仮設でやっていただいております。まだその一片も見えないところもあるのも事実でございます。しかし、何とか今の現状の中で体制だけでもつくっていただいで動いていただいで、先ほどの答弁にもあるように、必要性に応じて対応をさせていただきたい、こんなふうを考えております。

今、弁護団のほうとのいろいろと話し合いを進めておりますが、やはり準備も必要であります。一つ体制つくって、あと用紙は今印刷中で、間もなくできるということですので、来たらば全町民に配布して見ていただいで、そして速やかに説明会を開始して、請求ができるような運びに持っていきたいと考えております。

その後の裁判ということ、なるべく裁判までいかないことで決着していただきたいということで紛争解決センターに持ち込むことであります。行政というか、町のやることについては限界がありますので、裁判のところまでは町は介入できないことを考えております。精いっぱい頑張って、今のところ、皆さんの説明会をして、申し立てをする行為までが行政の限界かなというふうを考えております。今後どういふことになるかわかりません。まだその推移を見ながら、その方向については検討してまいりたいと考えております。

町民の皆さんへの生活保障についてですが、これは行政の限界というか、そういうことも加味しながら、やはり公金の使い方というのはいろいろと制限がございますので、これはこれから、今提案申し上げている町の貸付金制度ということで何とか対応をお願いしたいと考えております。

被曝の問題については健康福祉課長のほうからお答えをいたします。

町政懇談会、これは当然やらなければなりません。まだまだ政府のほうでは、この前、説明会を受
けただけで、この3つの地域のどの地域を指しているのかは確定はしておりません。その方向性が少
しでも見えた段階で町民の皆さんの声を聞いて、もろもろの声ももちろん聞かなければなりません。
年明けたらばそれを計画して、順次町政懇談会をしていきたい、そんなふうを考えております。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員の内部被曝検査に関しましてご説明申し上げます。

内部被曝検査、先ほど町長のほうから答弁されましたように、11月現在で884名の方が内部被曝検
査を受けております。最終的な数字ではありませんが、1,100名程度、先週段階で集計になっておりま
す。最終的に1月まで県で示されていますが、1月段階で1,200人弱の方が内部被曝検査を受けるこ
とになっております。

また、甲状腺検査であります、1月から3月まで実施されるということで、約1,100名の方がこ
の間に実施されることになっております。

以上であります。

（「議長、これ質問と答弁違うんですけど」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時34分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

いつまでにやるか、いつまでという期間ですが、皆様には、きのう体制が決まったので、通知はこ
れからしたいと思っておりますけれども、その弁護団の体制というのを、25日にならないと全国で、どのぐ
らいの方が弁護団に入っているのか、まだわからないところがありまして、その弁護団との協議でい
つまでというふうになるのだと思っておりますので、もう少し時間をいただいて、今ここで答弁できるの
は、早急に弁護団と協議して全国を網羅的にやっていきたい。速やかに事務処理をやっていきたいと
いうことしか今は言えませんが、期間というのは、とにかく早急ということしか今のところ……。

あと、検査のほうは、再度健康福祉課長のほうから答弁いたします。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員の内部被曝検査に関しまして、追加でご説明申し上げます。

町独自の検査の取り組みということで、県内の民間の医療機関と町独自で協定を結んで現在進めて
おるところでありまして、その周知も含めて今後行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 時間もなくなりますので、今度はちゃんとしたご答弁を、再々質問で最後なので、よろしくをお願いします。

（2）番、仮設の件なのですけれども、地域ごとの連絡。借上げの方々のごとも私は考えていて、これは含めての話です。自治会ができて会費をとれば、そこの自治会の人たちだけになるのです。自治会というか、仮設の周りには、皆さん、借上げの方もいっぱいいらっしゃいます。その入りやすい体制というのを何で町でつくらないのですか。その人たちが、そこに来れば情報とか何とかというのをちゃんととれるように、門扉を開くために、僕は町で運営するべきだというお話をしているのです。

町長、これね、全部総合的に言わせてもらえば、ここでもう町民と話されないからそういうことになるのです。行っていないからそういうふうになるのです。仮設住宅に借上げの方、よくいらっしゃっていますよ。私、借上げ住宅の方たちと仮設住宅でよくお会いします。そういう面で、やっぱり行っていない、話をしていないからそういう現状が出てくるのです。考えさせてくれ、何してくれて。検討しますというのは、動いていないことと私は今議会で思います。実際にはそういうことを、例えば本当に福島支所の方々、そういう方をちゃんとした形で、毎週何曜日の何時という連絡体制をとってれば、それが現状わかってくると思うのです。人員不足とか、そういうのがあるからこそ、わからないから、こういうことになるのではないですか。そこら辺、どういうふうにお考えなのか。借上げの方だって、実際に言えば仮設にも来ています。入りづらくありませんか。自治会のことを逆に言わせてもらえば、各仮設で何で騎西には自治会つくろうとしないのですか。おかしくないですか。仮設だけにお金をあれするって。現実、騎西には予算は使っていますよ、実際。使っていますよね。町からの予算を使っている。町からの予算というのは、町から手入れていますよね、実際は。手入っていないですか。職員さんとか、そういう面に入れていないのか。そういうことも考えて、仮設、借上げの方、仮設の自治会のことをどういうふうにお考えなのか、再度お伺いいたします。

あと、（3）番、貸付金で対応してくれと。町長、これ期間どのくらいで、ちゃんとしたお金がいただけるのか。簡単に言うとお金が幾ら出るのか。それをはっきりしないうちに10万円というのはどういう試算で出したのか、貸付金の10万円は。紛争審査委員会は多分1カ月に1回ぐらいの話し合いだと思うのですけれども、最低でも3カ月ぐらいだと思うのです、かかるのが。3カ月間、10万円で暮らして、これで対応しろというご答弁でよろしかったのか、ちょっとお伺いしたいです。その期間

も何もわからないままに、まさか行政としてそんなことはやらないと思うので。1カ月どのくらい生活費がかかって、仮設住宅、借り上げ住宅の方、家賃はないとはいえ、食費、光熱費、いろんな面でお金がかかりますよね。今までになかった。福島県でも、私どものほうは雪がほとんどなくて、雪がある地方とは全くもって生活のあれが違いますよね。その中でお金かかる部分がいっぱいあるのにも関わらず、その10万円という試算とその期間はちゃんと、今言われている賠償の仮払い金ですよ。本補償、その半年分とかそういうのがいついただけるのか。どのくらいになるのか。今福島の方、借り上げの方、埼玉にいる借り上げの方、全国の借り上げの方は、仮設住宅等、すごくお金に困っていますよ、先が見えないと言って。使えないと言って。そういうことをずっとやっていけば、逆に言えば、私が一番おっかないのは、孤独死、餓死、こういう死のあれを言っていますけれども、そういう4つの項目に当たってくると思うのです。実際もう、私、名前は出さないですけども、仮設住宅での1件の亡くなられた方は孤独死だと思っています。町長もおわかりでしょうけれども、そこら辺を考えた中で、ちゃんとした自治会の運営ができないとそういうふうになると思います。そういうものは続けてほしくないと思います。

その期間、いつもらえるか。その貸付金の10万円というものを対応してくれるというのであれば、その根拠。10万円で1人どのくらい暮らしていけるのか、どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

あと、(4)番の健康診断。わかります。町独自でやっているのですけれども、双葉町の住民は福島県にいっぱいいますよね。そうしたら、県外に出ている人は対応してもらえないということですよ。全部全額お金出してやりなさいということですか。町で、いついつ、ここの病院であれしますよとかということがちゃんとできないのですか。これで集約できるのですか。異常があったり何かしたとき、町に報告とかそういうものは要らないのかな。甲状腺に異常ありました、何ありましたといったときに、町に報告は要らないということなんでしょうか。それが町主導で、福島県のさっき言った公立病院と、そういうところだけでいいのか。町で本当に主導してやっていかなくていいのかというのが、僕、問題だと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えなのか、お伺いします。

あと、最後、(5)番で、僕は一番心配なのは、子供を持つ親が、今後学校施設どうなるの。町長から話が出てくるのかなと思ったのですけれども、町長、子供、子供と言う割には、これ町政懇談会で絶対出てくる話なのです。出てくる話に、町長、自分から触れないということは、これどうしますかって、今後の方向性ありますよね。町政懇談会は本当に町民の人たちの声を聞くためにやるわけですよ。町民の声を聞く。町政懇談会だけでなくもいいと思うのです、町長が顔出してくれれば。それがいいから、今後の学校どうするのって。今一番、子供を持っている親の方々が、線量が低くて、学校できれば、なじまない部分もあるし、前の双葉の子供たち、双葉町が学校を何とかしてくれれば行きたいなという人は結構いらっしゃるのです、全員とは言いませんけれども。そういう方向性を持った中で話してもらおうのと、来年って、町政懇談会、来年かもしれないですけども、今町長の日程

がとれるのであれば少しずつでも回ってください。話をしてください。行くことを伝えてください。その町民の声を聞いて、いろんな面話ありますよね。僕なんか町民の人から見ると、町長、何もなくて、町長、いろんな話聞いて、国等から言われますよって。だけれども、日に日に話は変わるということをおっしゃいますよね。町民の人は、3月11日以降、大した情報もなく、あと結果しかないのです。中身がないのです。何もわからないままに進んだということになるので、それは話がかわっても、やっぱり報告というか、そういう話をしていかないと、町が一体にならなくなるので、それは町長、今後、町政懇談会、ぜひ仮設とかそういうのに行くということをお約束願えれば一番いいことと、その仮設に行くことによって、借り上げ住宅の方とかそういう方も対応できると思います。ちゃんと町で言えば、日にちさえ言えば来てくれると思いますし、そういうような方向性でぜひともやっていただきたいと、これは最後お頼みですけれども、町民と話していただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

もとより今精いっぱい毎日やっているつもりでございます。そこで、そのいつまでということについての期限は、はっきり申し上げられません。とにかく始まるのが先でありますので、始めさせていただきたいと思います。その中で、紛争解決センターのほうで、いつまで決めるということは、今度は個人の条件の部分で、納得いかないとすれば、かなり長くなりますので、これは個人の要求と折り合いのつく話でございますので、私のほうで期限を設定することはできませんので、とにかく早く始まっていただきたい。早く決めることは、合意を早くすることでありますので、これは個人の納得の範疇にあるというふうに考えております。まず私としては、その機会を早くすることが今求められているというふうに理解しております。

10万円については、やはり双葉町の財政の問題もござります。可能な限り10万円と考えて10万円ということで設定いたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

町政懇談会については、もちろん何か成果のあるものを持っていかないと皆さんの要望にこたえられないだろうし、速やかにその方向を構築して、年内はちょっと、今いろいろ調整していますが、年内にはちょっとかなわないなと思いますので、年明けたらば速やかにやってまいりたい、そのように考えております。

健康調査、これも本当に可能な限りやっていきたいと考えております。ただ、ちょっと残念だなと思うところは、どうしても医者、受け入れる側のほうですね。どうしても福島県の医大のほうに情報が行くようになっているようだし、各、我々、県内の首長同士の会議などでも、こういうことの機械何台あるのだと。あるいは、日本に何台あるのだと。そんなこと語っていないで何とかしろという、これは立場を変えれば、先日もそのような話を、私のほうもそういう話をして、とにかく速やかに県民である我々町民を早くやっていただきたい。これは保健福祉部長にも県知事にも申し上げております。双葉町でも独自にやれということでもあります。当然遅れてはいますけれども、その方向で考え

ているということもあわせてご理解をいただきたいと思います。

あと、補足答弁は健康福祉課長からご説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員の内部被曝検査に関しましてご説明申し上げます。

県外の方の対応はということですが、現在、個人として県外の医療機関で受けるのは大変難しいような状況もあります。情報によりますと、県で移動検査車を増車するというようなこともあります。あと、現在県外では新潟で実施しているわけですが、今後1月以降、1月で今回の予定の提示は終わるわけですが、今後早目に次の検査を実施するように再度要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時53分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきますが、今後、町民のために今後4年間もちゃんと答弁をいただき、皆さんにお伝えする役目やっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号3番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

3番、岩本久人君。

（3番 岩本久人君登壇）

○3番（岩本久人君） こんにちは。議席番号3番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました通告書に従って一般質問をさせていただきます。早速始めさせていただきます。

まず、大きな1点目、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。未曾有の東日本大震災から、はや9カ月が過ぎました。東京電力福島第一原子力発電所事故の工程表ステップ2の目標である冷温停止が終了したということですが、廃炉までの道筋は遠く、どの時点が収束なのか、いまだに疑問に思うところがあります。原子炉から溶け落ちた燃料の状態、放射性物質の外部への放出、汚染水の漏えいなど、多くの難題が隠されていると思うが、何よりも迅速な情報公開が課せられていると思います。

さて、双葉町は依然として役場機能が県外移転のままであり、加須市避難の方は、いつまでここにいないといけないのか。県内避難の方は、町長初め役場機能はいつ県内に戻ってくるのか、疑問、

不安のまま、年の瀬を迎えます。

一方では、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の一部の市町村が解除され、帰還の準備に入っている中、警戒区域の中では本格的除染作業に向けた国の除染モデル事業や除染活動の拠点となる役場施設の除染が進められております。高度な除染技術を確立させ、早期の除染を国の責任で進めなければ帰還はなかなかかなわないところであると思います。多くの町民の方は、町へ帰れるのか、帰れないのか。住めるのか、住めないのか。町はこれからどうなるのだろうかと双葉町の将来に不安を抱いていると思います。そのためにも早急に町の方針、方策が必要だと思っておりますが、いまだに示されておられません。今後の町政執行について数点お伺いいたします。

1点目、現在、埼玉県旧騎西高校に避難している町民の方は何人いるのか、お伺いいたします。

2点目、埼玉県旧騎西高校としては、いつ閉鎖するのか、予定をお伺いいたします。

3点目は、町長は、今後長引く避難の中で双葉町へ戻ることを前提としてのまちづくりを考えているのか、戻れないことを前提としたまちづくりを考えているのか、お伺いいたします。

4点目、双葉町復興計画策定はいつごろになるのか、時期をお伺いいたします。

5点目ですが、町復興計画策定においては、町民の皆さんの意見、意向を反映させなければいけないと思うが、町民アンケート調査などを実施する考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

6点目、今後、町独自の放射線モニタリング調査の実施の予定はあるのか、お伺いします。

7点目、国の除染モデル事業を断っておりますが、町では除染計画の考えがあるのかどうか、お伺いします。

続いて、大きな2点目、地域コミュニティの再生についてお伺いします。長引く避難生活の中で、散り散りになった住民のきずなをどう築いていくのか、喫緊の課題だと思っております。人と人とのつながりが町民力を高めることであり、長期避難が続くことにより町民意識が希薄になることであり、避難先でのきずなの輪を広げる意味でもコミュニティの場が重要であると思っておりますが、そこで数点お伺いいたします。

1点目、町民同士が連絡をとり合えるよう避難地区別避難者名簿を作成してはどうかと思うが、お考えをお伺いいたします。

2点目は、仮設住宅など避難地でのイベントや祭り等の補助金を出すのか、お考えをお伺いいたします。

3点目ですが、先ほど同僚議員の再質問の答弁にありましたので、割愛をさせていただきます。

大きな3点目、仮設住宅と借り上げ賃貸住宅の今後の対応についてお伺いします。応急仮設住宅及び借り上げ賃貸住宅での住環境対策や長期避難が予想される中での入居期限など、入居者にとってはさまざまな不安や不満がありますが、だれもが安心して暮らせるには、公平、公正な支援が必要かと思っておりますが、数点についてお伺いいたします。

1点目は、仮設住宅及び借り上げ賃貸住宅の入居期限はいつまでなのか。また、入居期限の延長は

あるのかどうか、お伺いします。

2点目は、県内仮設住宅の自治会の設立状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

3点目は、仮設住宅と借り上げ賃貸住宅への避難者支援に格差があるようですが、平等な物資支援を町としてはどのように対応するのか、お伺いいたします。

4点目、県内の仮設住宅内には高齢者サポート施設、グループホーム施設などの福祉施設が整備されているところもありますが、今後の町の対応についてお伺いいたします。

大きな4点目、行政機能の連携についてお伺いいたします。過日総務省から原発避難者特例法として、指定市町村及び特例事務が告示されましたが、そのことについて数点お伺いいたします。

1点目、この告示はどのような内容のものか。また、避難者への今後の周知徹底はどのようにするのか、お伺いします。

2点目ですが、避難先市町村との連携をどのように図っていくのか。また、課題点はあるのかどうか、お伺いします。

以上、大きく4点についてお伺いします。ゆっくりご答弁お願いいたします。時間かけて結構ですから、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、旧騎西高校で避難生活をしている町民は何人かのおただしであります。12月15日現在、職員を除き563人の町民の方が避難生活を送っております。

次に、旧騎西高校の避難所としての閉鎖はいつかのおただしであります。今回、事業者による事故収束の工程表のステップ2の終了が発表されましたが、汚染水の浄化装置の停止や水漏れなどがこれまでも発生しており、仮設設備の信頼性の確保など、まだ原子力発電所全体が安定状態にはないと考えており、さらに放射線の除去も進んでいない状況であり、高線量の瓦れきの処理など多くの課題も残されております。今後は完全収束に向けての中長期的段階に入ることになりますので、帰還時期、さらにはこの避難所の閉鎖時期については、これらの状況を見きわめて総合的に判断したいと考えておりますので、ご理解願ひします。

ふるさとへ戻ることを前提とするのか、戻れないこと前提としたまちづくりをするのかのおただしであります。原子力発電所事故の収束がいつになり、いつ帰還ができるかの明確な判断が示されない中、避難生活も9カ月が過ぎ、今後の情勢により、さらに長期の避難生活が懸念され、帰還するまでには遠い道のりと考えられますが、町民の皆さんとともに必ず双葉町へ戻り、町を復興する考えであります。故郷へ戻ることを前提としたまちづくりを進めたいと考えております。そのためには原子力発電所事故の一刻も早い収束をすることであり、国や事業所に対し確実な事故収束に向け最大限の努力をしていただき、帰還できる環境整備について強く要望してまいります。

双葉町復興計画の策定期間についてのおただしではありますが、計画策定については手順を踏まえながら策定していきたいと考えております。原子力発電所事故の収束がいつになり、避難解除によりいつ帰還できるかが不透明な中、町の被害状況も把握が難しい状況となっておりますが、町として復興に向けた道筋をお示しすることが重要であると考えておりますので、策定に向けた第一歩として、今年中に復興への手順とプロセスを描いた「復興への道の素案」を全世帯に配布し、設問に対して1月末までにご意見を伺うこととしております。

策定期間については、ご回答いただいた貴重なご意見などを踏まえ、今後の諸情勢を見据えながら、復興計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

双葉町復興計画策定において、住民アンケートを実施する考えはとのおただしではありますが、復興計画については、復興のためのより具体的な計画となるため、計画策定の過程において住民アンケート調査は重要な調査であり、策定するための基礎データの調査として実施していきたいと考えております。

町独自によるモニタリング調査の実施予定はとのおただしではありますが、既に主たるモニタリングは文部科学省、経済産業省及び福島県、JAEA等が実施しており、その結果の一部はリアルタイムで関係省庁や町村のホームページや新聞等で公表されております。今後、警戒区域内での詳細な走行モニタリングの実施結果についても定期的に公開される予定で協議を進めております。

現段階での町独自でのモニタリングの実施計画は未定ではありますが、除染の本格的な実施に伴い、その結果の検証や復興計画の基礎データとして細部にわたる独自調査が必要と判断される場合には、独自での実施を検討する考えであります。現段階では関係省庁及び関係機関の測定結果を活用し、町全体で環境に関する情報を共有したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

除染モデル事業を中止したが、町の除染計画のお考えはとのおただしではありますが、環境省が実施予定である除染モデル事業については、その経過については既にご存じのことと思っておりますが、事業途中の中止ということではなく、その事業そのものの実施について、その技術的課題及び除染による汚染物質の処理方法について関係機関と協議を行ってまいりましたが、その結果として今回のモデル事業については実施を見送らせていただくことといたしました。

なお、モデル事業の実施の有無は、国が行う予定の本格的な除染事業の計画策定及び実施には何ら影響を与えるものではありません。

本町の除染計画については、町の全域が警戒区域にあることから、国が責任を持って除染の実施に当たるため、今後、国において除染計画を作成し、町及び関係機関への説明と協議が行われるものと思われまので、町独自での除染計画については今後の状況を見て判断したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。双葉町の再生復興のためにも、効果的な除染事業となることを望むものであります。

次に、地域別避難者名簿を作成してはとのおただしですが、避難者名簿につきましては、避難者の

皆様から寄せられた所在情報等に基づき集約し作成しており、支援や情報の提供に欠かせない名簿として、常に最新の所在情報の提供を呼びかけているところであります。

しかし、ご存じのとおり、近年来、個人情報保護法等により、その公開もしくは譲渡などは制限されることも多く、必要とされている方々への所在情報の提供も、その都度、本人の許可もしくは本人への伝言という形で連絡をお願いしている現状でありますので、名簿等の外部への提供は慎重に対応することはご理解をお願いいたします。

次に、応急仮設住宅、避難地でのイベントや祭り等への補助金を出す考えがあるかとのおたがしですが、先般、双葉町の祭り・イベント事業補助金交付要綱を制定し、本議会で補助金の補正予算を計上しているところであります。この補助金は、地域コミュニティの推進と本町の活性化及び町民の連帯感を醸成するために開催される祭り・イベント事業に要する経費に対して補助をするもので、震災前のような実行委員会的な組織形成が難しくなっている今日、それぞれの避難先で双葉町の伝統ある祭りの継承や新たなイベント事業の実施に際し、実行する対象団体へ町が側面支援する目的で制定いたしましたところであります。今後、町民力の結集、町民の連帯感により、きずなを深め、本補助金の有効活用を図っていただきたいと考えております。

仮設住宅、借り上げ住宅の入居期限はいつまでか。また、期間延長はあるのかとのおたがしですが、入居期間は、法律で入居した日から原則1年間とし、最長2年間とするとされています。また、入居期間の2年以下とは仮設住宅、遡及期間を含めた借り上げ住宅の通算入居期間となります。

また、期間延長はあるかとのおたがしですが、法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年以内とされていますが、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律による特定非常災害に指定された災害で、政令で建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置が適用すべき措置として指定された場合は、厚生労働省に協議をすることで期間を延長することができるかとされています。

県内仮設住宅の自治会設立状況のおたがしですが、仮設住宅の設置箇所数は、郡山市及びいわき市地域を主体に県全体で9カ所に設置されております。このうち、いわき市南台ほか5カ所は設立済みであり、福島市の1カ所は年内の設立総会に向け準備中でありあります。なお、会津若松市ほか1カ所につきましては、世帯数も5世帯から9世帯と少ないことから、地区内の代表世話人の方を通しての連絡情報提供を行っておりますので、ご理解願います。

仮設住宅と借り上げ住宅への避難者支援の格差がありますが、平等な物資支援の町としての対応はとのおたがしですが、仮設住宅と借り上げ住宅は建築の方法や設備の設置等多くの違いがありますが、避難されている町民の皆様が生活する上で不便のないよう、また住んでいる場所で格差が生じないように生活支援物資の配布などを行い、最大限の行政施策により格差解消を行っております。これから今までに経験のない本格的な冬を迎え、さまざまなことが想定されますので、町民の皆様の避難生活が快適に過ごせるよう、平等な生活支援を実施してまいります。

続きまして、仮設住宅内の高齢者サポート施設、グループホーム施設などの今後の対応はとのおただしですが、現在、いわき市南台の応急仮設住宅地域に、福島県が高齢者等のサポート拠点施設とグループホーム施設を整備しているところであり、いずれも来年1月中の開所を目指して進めているところでもあります。これらの施設は、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるために、双葉町が福島県に要望し、福島県が整備しているもので、高齢者等のサポート拠点施設が双葉町社会福祉協議会、グループホームがふたば福祉会に運営いただく予定となっております。

高齢者等のサポート拠点施設では、仮設住宅に居住する高齢者等に対する日常生活等に関する総合相談や生活指導、必要に応じた日常の生活支援サービスの提供、また新しい環境、人間環境の中で閉じこもりがちで孤独になりがちな高齢者等の要援護者が気軽に集え、お互いに交流を深め、また地域の人たちと触れ合いの輪を広げ、心身とも健康で毎日生きがいと潤いのある生活を送れるようにするための一助として、地域サロン、介護保険対象外のデイサービス、健康づくり教室等のサービス提供も行う予定となっております。今後、高齢者のニーズを踏まえた介護サービスの展開を考えております。

次に、原発避難者特例法の告示内容についてであります。東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第5条第1項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届け出により、その事務の範囲について告示されましたが、指定町村の事務については、大きく分けて福祉と教育の事務が対象とされました。まず、福祉関係の事務については9つの事務が対象にされ、教育関係の事務についても2つの事務が対象とされました。

さらに、町民の皆様への今後の周知についてであります。町ホームページや広報により周知することになると思いますが、町民が多く避難されているいわき市や南相馬市のように今回指定を受けた市もあることから、今後、県を含め協議した後に周知を図りたいと考えております。

次に、避難先市町村との連携をどのように図っていくのかについてであります。町がそれぞれ避難先の市町村と直接事務の依頼をするのではなく、町から町民の避難先情報を福島県へ通知し、福島県がその情報を県内市町村及び各都道府県へ通知し、各都道府県がそれぞれの市町村へ避難先情報を通知することで、避難情報を受けた各市町村が避難町民に対し特例事務の行政サービスを実施することとなります。

この行政機能の連携についての課題としては、まず避難者を受け入れている避難先自治体の業務の実施体制の問題があります。特にいわき市には、双葉町などの市町村から2万人を超える方が避難されております。特例事務の実施に当たっての調整が必要となってきます。また、全般的な課題といたしまして、避難されている方の個人情報の提供、行政サービスをどこまでやっていただくか、避難先市町村と双葉町で提供していたサービスの内容の違い、個人負担の問題などが想定されます。また、実際に開始してみないとわからない課題についても当然あるかと思っております。これらの課題につきまし

ては、避難先の市町村と十分な協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

教育委員会関係特例事務につきましては、児童生徒の就学等に関する事務として、義務教育を受ける子供の情報を記録する学齢簿の作成や、入学期日などの通知、就学時の健康診断などの事務があります。

また、義務教育段階の就学援助に関する事務として、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費や給食費などを支給する就学援助事務などが対象となります。

これらの事務につきましては、避難先市町村と指定市町村との情報提供が不可欠となってまいりますので、お互いに連絡を密にすることにより連携を図ってまいります。特に、子供たちの学習支援や心のケアにつきましては、本町の校長、教頭の指導のもとに各教職員が受け入れ先の学校と連携を図りながら対応することにより、子供たちとのきずなが継続するようきめ細かな対応をしてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） それでは、再質問を数点させていただきます。

町長の政治姿勢ですが、1番から7番まで質問したわけですがけれども、騎西高校の町民は何名いるのか。閉鎖はいつになるのか。戻る前提なのか、戻らない前提なのか。復興計画の期間、町民へのアンケート、独自のモニタリング調査、町の除染計画。この一連の質問は、やはり双葉町に戻るための道筋だというふうに思いまして、私は質問をいたしました。

この騎西高校に現在563名、町民が常時避難をしているのでしょうか。実際、騎西高校の各部屋、四十幾つかの部屋があるのですが、部屋を回ってみますと、560名の人数がいるのかどうか、本当に疑問に思うのです。騎西高校に出入りしている人たちも人数に入れているのか。それとも、加須の賃貸アパートとか、福島に戻った方なんかも籍を残して入っているのか。ちょっと実態がわからないと思うのです。町長は各部屋を回っていると思うのですが、こんなに騎西高校の中に双葉町民が避難しているのでしょうか。常時避難している実質の人数を教えてくださいたいと思います。

それと、閉鎖についてですが、原発の状況がまだ不安定だということで、町長はかねてから放射線のことが子供たちに関しても心配だということで、なかなか福島県のほうには戻らないというような話をしておりましたけれども、急に閉鎖するということはなかなかできないと思いますが、町長は騎西の町民の方に、いつまでここにいれるのかどうか、それもきちっと話すべきではないかというふうに思っています。朝礼などで町長は、ここにいつまでもいれるんだよなんていう話なんかもしているようですけれども、我々はそんな話は全然聞いておりません。人数によって、この騎西高校を閉鎖するようなふうに考えているのか。それとも、役場機能が福島の方に戻るタイミングで旧騎西高校を閉鎖するのか。そろそろ避難から1年がたつわけですから、はっきりした目標を決めたほうが良いと思うのですが、その辺のところを再度お伺いいたします。

福島県に戻るのか、戻らないかということで、ただいまご答弁をいただきましたけれども、この場で、はっきりと町長の考えをおっしゃっていただきたいというふうに思うのですが、数日前、一部の

マスコミには、新しい双葉町、新天地につくるというようなテレビ報道もされたということを知りましても、これもまた、我々議会でも町民にも示されていないということで、ころころとマスコミにはいろいろお話をしているようですけれども、まずは我々議会、町民にそれを話していただきたいというようなことなのです。その辺、どうなのでしょう、町長。明確な答弁をお願いいたします。

それと、復興計画ですが、9月にも復興計画と町民アンケートについて質問いたしましたのですけれども、町民アンケートに関しては、福大の実態調査の結果を見て考えたいと言っておりました。その福大の実態調査についてちょっと述べてみたいと思うのですが、郡内8カ町村のアンケートの中で、「戻りたいと思いますか」という質問に、郡内平均27%の方が「戻るつもりはない」というふうに答えているそうです。しかしながら、戻りたいという条件に、ほかの町民が帰還した場合、その後、戻りたい。除染計画後に戻りたい。インフラ整備後に戻りたいという、そういう方が圧倒的に多いようであります。そして、「いつまで待つのか」という質問に、3年以内までと答えた方が74%おりました。「今後の生活で何が不安か」という問いに、避難の期間がわからない、要するに先行きがわからないという答えが58%なのです。

もう我が町は具体的な方針、計画を避難者、町民に示すべきだというふうに思っております。その復興計画に関しては、双葉町だけがまだ着手をしていないわけです。いろんな手続を踏まえてやりたいと。今年中に復興プランのアンケート的なものを配布するというのですけれども、ちょっとその中身もよくわからないのですけれども、早急にやはり示して着手しないと、町民の方も不安で、先行き、見通しが立たなくて、非常にやり切れない気持ちでいると思うのです。双葉町の対応が遅いために、町民の皆さんの話を聞くと、本当に対応が遅くて、町は何をやっているのだろうという、そういう話ばかり聞こえてきます。ぜひとも策定委員会を設置して、早急にアンケートも実施して、そして計画に着手していただきたいというふうに思いますが、再度お答えをお願いいたします。

7番目の町の除染計画ですけれども、モデル事業を大熊町、葛尾村でやりましたよね。効果的な除染方法や作業員の安全対策ということが今回のモデル事業のねらいでもあるというふうに思うのですが、またこれは放射線量がどのくらい下がるかという実験でもあると思うのです。その結果、これもいつまで戻れるのか、戻れないのかという期間の目安にもなるモデル事業ではないかなというふうに思っております。町では、除染が完全に除去できるまで、また除染の方法、技術が確立されていないということで断っているということではありますが、まず国の方針でやってみようということがやっぱり大事ではないかなというふうに思うのです。町民の中には、やはりこれも不安、疑問に思っている方が多いのです。また双葉町は他町と違ったことやっているなというふうに、そういうふうに思われている方が多いと思うのです。そのこともやはりきちっと町民に理解してもらおう、そういう必要があるのではないかなというふうに思っております。この後、きっちりと町民の皆さんに説明をしていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、2番目の地域のコミュニティ再生ですが、個人情報ですから、なかなかこれは開示するこ

とは難しいのではないかというふうに思いますが、個人情報保護法で、要するに本人の許可があれば情報も公開できるというふうにもあります。こういうふうに、町民みんなばらばらになっていて、皆さんの所在がわからない。双葉にいれば当然電話帳一本で住所も電話番号もわかるわけで、これが本当に双葉町民のきずなを崩すような、そういう状況にもなっているのではないかなというふうに思うのです。なかなか地区別の避難者名簿が難しいのであれば、町長は仮設ばかりでなくて借り上げ住宅に住んでいる方も心配だということをおっしゃっていますので、例えばいわきだったらいわき、福島だったら福島の中で、例えば避難者同士の親睦会、いわき会、福島会とか、郡山会とかという、そういう組織を立ち上げて、これはもちろん住民サイドでやらなくてはいけないことですが、そういう組織の中で個人情報を提供するということはできるのではないかなというふうに思うのですが、そういう組織の機運が出た場合に、きちんと連絡先を提供するような考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

3番目の仮設、民間借り上げの対応についてですけれども、民間借り上げの対応ですが、応急仮設住宅は国の災害救助法で、今冬場ですから暖房器具などが支援があるのです。借り上げはないのです。住居環境が違うといえればそれまでなのですけれども、しかし平等の扱いが必要ではないかなというふうに思うのです。国のほうでも借り上げ住宅をみなし仮設住宅として、非政府組織、NGOとかNPOなどから暖房器具などの支援を考えているというようなことですが、その辺、ご存じでしょうか。もしご存じであれば、これはいつごろの対応になるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

4番目の仮設住宅内での福祉施設の今後の対応であります。これ仮設内での福祉施設、やはりひとり住まいの高齢者の方とか、今後も仮設に移りたいという方もやはりふえてくるであろう。やはり充実したほうがいいと思います。県では高齢者サポート拠点施設16カ所を設置予定であると聞いております。双葉もいわきに要望したわけですが、これ福島とか郡山なんかには設置できないのでしょうか。すべて16カ所、決まったのでしょうか。騎西で、部屋で、ベッドの上で大変苦渋されている方もたくさんいますけれども、そういう方をやはり県内の仮設、そういう整備を進めて、県内のほうに戻ってもらってはどうかというふうに思います。そして、社会福祉協議会、そしてまた特老のふたば会を県内で充実させてもらって、そこで年老いた方のケアに当たっていただくというような方針にも、町のほうでは動いたほうがいいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。それだけお伺いします。

行政機能の連携についてですけれども、2番の自治会であります。県内に9カ所の仮設がありますが、今のところ、いわきと郡山の富田、あと福島はさくらですか、白河にも自治会ありますよね。ほかの地区はどうなっているのでしょうか。人数少ないから、なかなか立ち上げは無理だというふうにおっしゃるのかどうかわかりませんが、少ない戸数だからといって、そこでの生活というのが続く限りはやはり組織は必要ではないかなというふうに思うのですが、役場の主導で何とか仮設自治会を立ち上げていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

先ほど同僚議員からも自治会の運営費について質問がありましたけれども、これまで行政単位で、いろいろ行政区長、そしてまた連絡員ということで、隣組長ですね。経費が充てられてきたわけですから、そういう考えのもとで各自治会というもの、そういうコミュニティの組織ができていますから、どうしてそこに年間の経費を充てることができないのですかね。他町のことを言っただけは、また申しわけないのですが、大熊では戸数に対して、1戸2,000円の年間の運営費をちゃんと補助しているのです。ですから、そういう気持ちがあるかどうかだと思えるのです。財政の問題よりも、町民が安心して安全に暮らすためには、やはりきちんと行政は支援すべきだというふうに思うのです。そこをお伺いします。

それと、行政機能の連携についてですけれども、この原発避難者特例法、特例事務について、これは来年の1月1日から施行されるということでもありますけれども、実際、今、事務手続がどんなふうになっているかわかりませんが、1月1日に間に合うのでしょうか。特例事務は、医療、福祉関係、先ほど答弁ありましたけれども、教育関係と11項目にわたって、いわゆる避難先の自治体で行政サービスを受けてもらう。そういったことで、避難先の自治体での引き継ぎなどしなければいけないと思うのですが、十分に1月1日施行に向けてのスムーズな引き継ぎができていますのかどうか、その辺のところ、お伺いいたします。

また、こういうふうに全国に散り散りに分散しているの特例法だと思えるのですが、やはり各行政区に分散していれば分散しているほど、この事務手続が大変になってくるわけですね。それと、双葉町は役場機能が埼玉にあるということで、これまたどうなのでしょう。ほかの自治体に比べると大変ではないですか。教育のほうはどうなのでしょう。ですから、やはり行政というのは町民のそばに寄り添ってなければいけないと思いますので、福島県内にも3,000人以上の方が各地域に避難しているわけですから、やはり自分たちできちっと行政サービスができるようにしなければいけないのではないかなというふうに思うのです。ですから、そのためにも役場機能を福島県内のほうに移転をしていただいて、自分たちの町民は自分たちでやはり行政サービスを施すというようなことが重要ではないかなというふうに思うのです。その辺のお考え、いかがでしょうか。

以上、再質問です。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、騎西高校に避難している町民は何人かということで、私の知る限りでは563人です。

次に、この閉鎖はいつだということですが、やはり今後の双葉町の環境、県内の環境を考え、また多くの町民の皆さんの意見を聞いてやってまいりたいと思っております。今のところ、期限を言える段階ではございませんので、ご理解ください。

故郷へ戻ることを前提としないのかということ。これは全く、いろんなマスコミにも書かれておりますけれども、ステップ1、ステップ2、ステップ3ということ、さきの9月議会で申し上げまし

た。一刻も早く戻りたいのは私の思いであります。戻れば、一番最後に聞かれた行政機能の問題も、県内に避難しても、どこであっても連携の特措法というのは該当しますので、戻らない限り、どこでもこの特措法というのは該当する。避難先ということがある限りはですね。そういうことであれば、やはり戻るのが一番簡単で、一番いいわけですがけれども、現実をよく見て対応しないといけないということで今考えておりますので、戻ることによって進めております。

それから、町民アンケートですけれども、これ順序が後先になるかということなのですが、まず庁内というか、役場内においては委員会をつくって、まとめをしておりますので、速やかに皆様方にも結果を報告させていただいて、そしてその後に町民の皆さんに示していきたいと考えております。

除染モデル事業の中止についてですが、私も素人ながらも放射能について幾ばくかの知識がございますし、また原子力発電所の事故以前の東京電力の放射線管理というのは非常に厳格で正確であったと私は考えております。区域の管理の仕方ですね。あの仕方がまさに正常であると私は認識しておいて、どんな場合であっても、やっぱりあれまで戻ることが正常なことであるということ。あの環境、A区域、B区域、C区域、D区域という区域のレベルというものは、今、はかられていないのは非常に残念であります。あれをもって比較すると安全でない地域が一目瞭然にわかるわけでございますが、一般的に、はかられていないのが残念であります。やはり健康を思いつくった基準でありますので、電離放射線障害という法もありますので、その法のもとに厳格にはかっていたいただきたい。そして、それを判断基準にしていいただきたいというふうに心から願っております。

先ほど国との意見交換、議長も出ましたけれども、その席上、私は、事故の収束についてどのような検査をして収束と判断したのですか、その検査を見せてくださいというふうに要望いたしました。そのときに、もう一つとして、双葉郡の地域にプルトニウムとストロンチウムがどのくらいあるのか、これも出していただきたいという要望をいたしました。このようなことを考えて、この除染作業に町民が参加することがいいのか、悪いのか、考えていきたいと思っておりますし、また、そもそも除染という行為は、これは原因者である東京電力がやるものというふうに私は思っておりますので、どうも県民がそういう作業をやれということを言われていることについても、いささか私は納得いかないところがございます。なぜ我々が除染作業に携わらなければならないのか。再び被曝をしなければならないのか。被曝した場合の健康の補償がどうなっているのかというところが、まだ語られておりませんので、危険で、そういう作業はできないのが現状でありますので、こういうことが整備されて、そしてしっかり我々がやらなければならない定義づけでもされて、そういうことであれば、それはやむを得ないでしょうけれども、今はそういうことが非常に十分でない判断しまして、町民にそういう作業をさせられない。国の責任であっても、また映像で見ると限りにおいては、もう少し現実的に考える余地があるのではないかなと、そんなふうに思っておりますので、そういう納得ができるようなことが示されることを願っております。

それから、避難者名簿についてですが、私も今方法を考えているのです。学校の連絡簿、連絡体制

表というのがあるのですが、ああいう形でできないものかなということは考えているのですけれども、ただ、今までの電話帳にあるのは一般電話です。ところが、携帯電話というのは非常にいろんなものの要素を含みますので、携帯電話を公表し合うというのは、本当にこれは広い意味での皆さんの理解を得なければいけない。できれば、ああいうような体制表が地域ごとにつくれば良いなというふうには考えております。何とかここは了解していただけることが前提の中で、図柄も検討したりしているのですが、もう少し詰めさせていただきたいと思います。あったほうが、私もいいと思いますけれども、これはやはり電話の価値観が違いますので、慎重に考えていきたいと思います。

(2)のNGO、NPOの問題でございますが、これは総務課長が把握していれば、総務課長のほうからご説明を申し上げます。

それと、自治会について、経費、大熊町2,000円を手当てしている。私もできれば、議員から言われておりますけれども、いっぱい出したいのはやまやまです。しかし、ここまで私の任期中、財政再建やってきた関係上、やはり悔しい思いしてきたのは、あれほどの大きな借金を抱えながらここまでやってきた悔しい思いがあるわけです。その中で最大限できることは検討してまいりますし、自治会の皆さんの総意の中で、今後、やらないではなくて、菅野議員から言われていることも今後心にとめておいて、やれる方向を考えてまいります。今双葉町が抱えている借金をどうやって今後返していくかということ考えたときに、交付金を打ち切られる、何もされるといったときに、免除されることができるのであれば、これは最高にいいことなのですけれども、そういうところまでまだ話がなされておられませんけれども、大変困難な中でやっている部分もございます。町民の皆さんの1人当たりの幾らかということもなるわけですので、できるだけ負担のないような形を考えながら今のところやっております。町のお金というのは町民の皆さんのお金です。使えば町民の皆さんのお金が減るわけですので、どういう形が町民の皆さんが、今後とも若い人たちがそのために双葉町から離れるということのないようにしなければなりません。総合的に考えさせていただきたいと思います。提案として2,000円というのは承知しておくようにいたします。

グループホーム、施設関係、老人の皆さんの関係、これは十分私も心配しております。こんな状況になって一番、やっぱり高齢者の方に限らず、何と少し年とったなという、町民の皆さんを見ると本当に苦勞しています。何でここにいななければならないのというのは、総決起大会で申しあげましたけれども、本当に我々はまじめな生活をしてきたわけです。対応も遅々としてできない。3次補正もかなり時間をかけて成立して、それでまた速やかに施行されるかということ、まだまだ先が見えてきておりません。本当にあの総決起大会で申しあげた1,000億円、とにかく下さいと。そうすれば、ここにいる方も含めて、皆さん、何とかとりあえずできるのではないかとかという思いで、皆さんの思いを述べたわけでございます。迅速にやりたいのは、私も本当に、町民の皆さんの意見を聞かないと言われておりますけれども、思いは何となく伝わっていると思っておりますけれども、細部までは聞いていませんから、わかりませんが、やはり何といても速やかな対応。困っていることに対して私ど

もも一緒です。避難してここに来ているわけですので、嫌です。速やかに対応したいと思いますので、この辺のことを今後とも国のほうに要求していきたいと考えております。

老人の方のケア、どうしようかということも考えながら、今後の動きを考えていきます。まだ、これといった具体的なことをお示しすることはできませんが、ステップ2の中にはその問題は入っております。学校の問題どうするのだということも言われて、当然それも入れていかないと成り立ちませんので、入っております。

1月1日に間に合うのかということですが、これは総務課長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 岩本議員の再質問にご説明いたしたいと思っております。

1つ目が借り上げの支援の関係であります。これにつきましては、仮設住宅については、ご存じのとおり災害救助法に基づいて暖房器具を国庫支出金の中で支出していただいておりますが、借り上げ住宅のほうはそれが無いということで、これは前に井戸川町長のところに復興大臣でしたか、環境大臣でしたか、来られたときに直接借り上げ住宅との格差ですね。町長からも直接申し上げました。その結果なのかどうかわかりませんが、岩本議員がおっしゃるNGO、今後資金援助をするNGOに対して厚生労働省のほうで資金援助をするということになったものかなということで考えておりました。その情報については具体的にまだ私どもに来ておりません。なお、今後具体的な支援時期といえますか、なお確かめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。間違いなくNGOのほうから支援されるということをお聞きしておりますので、確認していきたいと思っております。

次に、1月1日からの特例法の施行の件であります。これにつきましては、これまでも避難した後、ずっと避難先の市町村のほうで自治法に基づいて委託契約をそれぞれの事務等で行って、既に実施している事務も多くございます。それらの継続ということになります。その情報について、既に避難者情報システムを通じて、県の担当課のほうにすべての避難者名簿を送っております。その名簿が福島県のほうから各避難先の都道府県を通じて現在各全国の市町村にその名簿が行って、この特例事務の事務手続をやっていただくという手はずになっております。現にこの加須市においても、この22日ですか、具体的に特例事務の支援の方法等々を話し合う会議を持つことになっておりますので、加須市の一例ですが、全国的にもそういうことで1月1日からこれまで同様の支援事務が受けられるということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 岩本議員に申し上げます。

与えられた持ち時間、1時間が経過しております。答弁がオーバーする分にはいいですが、質問に対しては入りませんので、これで質問を打ち切らせていただきます。

暫時休議します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） 議席番号2番、白岩寿夫。一般質問を行います。

私たちが双葉町から逃げるように町を離れ、いまだ避難生活が続き、何も変わらないまま季節が、春、夏、秋、冬とどんどんかわっていきました。何もかも奪われた私たち、被災者にとって東北に厳しい冬が来ました。郡山、福島、会津、猪苗代、各地に雪が降ってまいりました。疲れ切った町民にとって、大きな思いが二重、三重になって心の中にのしかかってくる。この重さを双葉町の子供たち、お年寄りの方、住民が耐えることができるでしょうか。早い対応が望まれます。

ここで1番、避難対応について。先の見えない避難生活が続き、心身ともに疲れている町民、子供たちに対し今後どのような支援をするのか、町長、教育長に質問いたします。

2番、住民の補償についてどう対応していくか。仕事、財産、人生を奪われた町民のために、町は国と東京電力にどのような補償を求めていくのか、町長に質問します。

役場機能について。双葉町役場機能は県内にと、町民の声が多く聞こえる中、町長はどのように考えていますか。

4番、義援金について。多くの方々の厚意により義援金をいただきましたが、収支報告がなされていません。具体的な報告をお願いします。町長をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

避難対応についてのおただしであります。原子力発電所の事故から9カ月が経過し、県内外の避難所から応急仮設住宅や借り上げ住宅への入居が進んでおりますが、不自由で精神的なストレスを抱えた生活が続いており、大変な心労があると思っております。町といたしましても、引き続き格差のない支援や的確な情報提供をしてまいりたいと考えております。

また、来年1月1日からは原発避難者特例法が施行されます。これは、岩本議員の質問にもお答えしたとおり、避難住民及び住所移転者に対する福祉関係及び教育関係の特例事務が全国の避難先市町村において、そこに住んでいる住民の方と同様のサービスが受けられる制度であります。この制度が円滑に進み、避難町民の方が満足できるサービスが受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、福島県内におきましては、郡山市に設置した福島支所を拠点として、各応急仮設住宅を初めとした避難者の皆さんが安定的な生活ができるようサービスの提供、各種支援対策を講じてまいり

ます。

次に、住民の補償の対応についてどう対応していくのかとのおたがしであります。損害賠償につきましては、単純で短絡的な補償金額を単価査定したような指針に基づく事業者の賠償のあり方は、常識的な補償協議では考えられない経緯と手順で進められている印象を受けております。また、住民の望む補償への道筋とは乖離しており、被災者の状況に対して配慮を欠いたものと言わざるを得ないものであります。

さらに、さきの中間指針は、あくまで審査会の指針であって、被害者が訴えたもの、あるいは要求したものに基くものではありません。したがって、補償交渉の席に立つ住民の皆さんには、過去に例のない立場の被害者であることや、求める補償を十分確認してから加害者との交渉に臨んでいただくために、今回、町独自の請求書として、「やさしい原発事故損害賠償申出書」を作成しているものであります。年内にはこの申出書を全国の町民の皆さんに配布することとしております。

さらには、町の弁護団が立ち上げが予定されており、その後、説明会、相談会を開催し、町民の方々の損害のすべてが完全賠償できるよう支援してまいりますので、ご理解願います。

役場機能についてのおたがしであります。去る16日、国と事業者による4月から改定を重ねてきた事故収束への工程表のステップ2の終了が公表されました。しかし、処理水の漏えいなどトラブルがある仮設設備の信頼性の確保や発電所内で生じる放射性廃棄物の処理の問題、さらには町内の放射線の除去など中長期的に解決されなければならない課題が残されており、事故収束には、まだ道半ばであり、すべてが安心・安全には至っておりません。また、避難している住民の帰郷に向けた警戒区域や新たな避難指示区域などの見直しに関する考え方も今後公表される予定になっており、これらを踏まえながら、総合的に今後の町の復興のあり方について判断する必要があるものと考えております。

これまでも申し上げてきましたが、全国にいる町民の皆さんが安心して生活できる状態に戻ることが絶対条件であると考えております。また、福島県内に避難している町民の方にとっては、役場が離れていることに対する不安、不便さを解消するため、福島支所も設置いたしました。今後とも埼玉支所とともに、県内外に避難されている町民の方に対するサービスの向上、支援、情報の提供をしてまいりますと考えておりますので、ご理解願います。

義援金につきまして、多くの方々からご厚意によりいただきました義援金の収支報告がなされていないので、具体的な報告をとのおたがしですが、双葉町では、福島県内、そして県外の多くの方々からご厚意により義援金をいただきました。この双葉町にお寄せいただきました義援金の収支につきましては、平成23年12月1日現在で、収入が4億3,037万8,820円、支出は2億9,192万円となっており、町義援金の第1次配分といたしまして、1人当たり4万円を7,298の方に配分いたしました。なお、12月15日からは町の第2次配分といたしまして、1人当たり1万5,000円を配分しております。

また、国、県義援金といたしまして、双葉町に配分されました義援金の総額は、収入は34億8,063万4,512円となっており、このうち支出、町民の方へ配分した金額は、これまで第1次配分といたしま

して、1世帯当たり40万円を2,796世帯へ、第2次配分といたしまして1人当たり25万円を7,298人へ、第2次配分の追加配分といたしまして、1人当たり5万2,000円を7,339人の方へ、また死亡義援金1人当たり35万円を89件、行方不明者義援金1人当たり35万円を9件、震災遺児県義援金1人当たり50万円を2件、新生児義援金1人当たり25万円を42件配分し、支出合計である総配分額は33億7,032万8,000円となっております。

○議長（佐々木清一君） 江尻邦夫教育長。

（教育長 江尻邦夫君登壇）

○教育長（江尻邦夫君） 1番目の避難対応について、白岩寿夫議員のご質問にお答えをいたします。

先の見えない避難生活が続き、心身ともに疲れている町民、子供たちに対し、今後どのような支援をするのかというおたがしでございますが、教育委員会といたしましては、これまで全国に避難している子供たちの避難場所の確認と就学状況の把握を行い、就学機会の確保や就学援助等の支援のための計画と実施に努めてまいりました。

現在、福島県内はもとより全国各地に避難し、区域外就学をしております子供たちの指導、管理につきましては、基本的にはその就学先の学校にゆだねられております。しかしながら、子供たちの心のケアにつきましては、県内外の学校に兼務、併任している本町の教員を初め、校長、教頭等の管理職が、子供たちが就学している学校を訪問し直接面談したり、電話で話をしたりして、子供たち一人一人の心の安定が図られるよう努めております。特に被災の影響があると思われる子供に対しましては、受け入れ先の学校とも連携し、子供たちの学習支援や保護者を含めた教育相談の充実などに努めてまいりました。また、経済的援助といたしましては、入園料、保育料、学用品購入費や通学費など、保護者に対し、就学援助費等の手厚い支援も行ってまいりました。

教育委員会といたしましては、今後も福島県、福島県教育委員会、国の関係省庁に対しまして、福島県内、県外において長期に避難している子供たちが、避難先の学校において安定した心で楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、財政支援を初め心のケアなどの支援を要請するとともに、本町の教職員を通して、子供たち一人一人にきめ細かな対応が図られるよう努めてまいる所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長が言う支援、まさに町民のための支援だと思いますが、まず私が言う支援とは、借り上げ、仮設の物資の支援ではなく、住民の心の支援です。先ほど教育長も、子供たちにいろいろな支援を行っています。心の支援も、今確かにやっているということを知りました。大変子供たちは、まさしくこれから学校の勉強やら、将来やらを見ていると、はかり知れないほどつらさがあると思います。教育長、こういう中で、やはり教育長自身も大変だと思いますが、どこまでできるかわからない心の支援をあの子供たちを温かく見守りながら、満足できないと思いますが、精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。

まずは、今度、私たちと町長、そして教育長、そして職員の皆さん、一人でもいいです。仮設住宅、借り上げ住宅で生活している方に行き、今までの困っている思い、つらさを聞くことが心の支援です。双葉町町民の皆さんが、私たちがその仮設に行くとしたら、一度も仮設や借り上げ住宅に顔を出せなかった私たちみんな、これから双葉町の町民の苦しさを皆さんと一緒に語ることをお願いします。町民は私たちみんなを、仮設または借り上げ住宅に住んでいる方、待っていると思います。その中で皆さんの苦勞を聞く。これは当たり前のことです。全員でこの心の支援をやりましょう。

仮設にいる皆さんは、多分、一度も来ない私たちに怒りの言葉が返ってくると思います。同じ双葉町町民の住民たち、話せばわかります。同じ被災者同士、みんなで一つ一つ歩いて行動すること、聞くことも大事でしょう。町民にしかられること、これも大事です。まちづくりの一步です。これが双葉町の復興であれば動くことが当然です。どうか町長、町民と行政が一体になる。町長は町民の親です。そして、町民は子供です。子供が苦しければ、親が助けるのは当たり前です。私たち皆さんで、そして町長とともに町民の皆さんと子供たちを助けに、そして苦勞を聞きに行きましょう。

次に、教育長に質問します。今回の原発事故において、双葉町町民の子供たちが町からばらばらに散ってしまった。先ほど教育長からも聞きました。双葉中学校、双葉北小学校、双葉南小学校、この名前の存続が失われ、今、空白のまま、教育長として、まさに東電の言う想定外、そのように思いませんか。子供たちを教育し指導していくか、全く考えられないと、町長も教育長も思います。どうか教育長の怒りをここで述べてください。親、教育長の思い、それを伝えるように、ここでよろしくお願いします。

あの東京電力が原発に必死で水を入れ冷やし、放射能を出さないようにカバーをかけ、コンクリートで固めた。教育長も、子供たちに県外に逃げないよう、福島県内にとめることもできなかったでしょう。放射能を浴びないようにすることもかなり難しかったでしょう。教育長の気持ちは、はかり知れない思いを感じます。教育長のこの怒りをここで述べてください。

それから、住民の賠償です。町長、町民が求める賠償ですが、私たちが何を求めるか。それは奪われた賠償なのです。そして、食べていける生きる賠償です。この賠償がなければ、町民の皆さんは将来これからどう生きていけばいいのか、わかりません。この奪われた賠償、そして生きる賠償で、双葉町の町民の皆さんは自分で自分の道、将来の道を進もうと決めます。双葉町の復興を目指し、町とともに進む道をとるか、自分の考えで希望の道を進み始めるか。住民は選択します。町に帰れないから、ますますこれからの将来の道を決めると住民は思いますが、双葉町はこれを考えると、これからどうなるかわからない思いでいっぱいです。町長、どう思いますか。

町が住民の賠償について弁護士を依頼しました。これも住民にとっては大変ありがたいことだと思います。新聞でいろいろと報道されましたが、町のお金、町民にこの説明を一人一人やることはできません。でも、私たちの双葉町の住民にこの説明をすべきです。それは文書で知らせることも大切だと思います。町の弁護士料が5,000万円、足りなかったら後で町民に出してもらおうような報道もされ

ました。全体の5%の報酬、ADR、裁判はしない。日弁連からの弁護士を頼む。こういうことは、やはりきちっと町のこの弁護士を頼む姿勢を町民に知らせるべきだと思います。ここで町長が私たちに述べました。私たちは町民の代弁者であって、やはり町長がみずから住民に知らせることは本当だと思います。それがやはり文書として町民に知らせ、それが心の支援だと思います。

次に、双葉町の役場機能です。双葉町の住民の避難所が大きく2つに分かれて、1つは埼玉県加須市の騎西高校の避難所です。もう一つは、福島県の猪苗代の避難所でした。その2つに大きく分かれ、そして各県内外に住民が移動しました。ばらばらになった。これは早く言えば、国、東電の思うつぼです。たくさんの住民が集まる集団力も、小さくなると薄れてしまいます。やはり大きな集団力で多くの意見も強くなります。皆さんが一致します。ますます集結するのです。少ない数では住民の力も弱くなります。あの大きな国、東電に勝つためには団結力が必要です。町が結集し一つとなって戦う。8町村がやはり一つになることです。双葉町も早く一つになる。これは福島県に戻ることです。福島県双葉町になることです。一つになって大きくしましょう。住民から、もうそろそろという考えも聞きます。やはり町長が、あの騎西高校に行ったことも住民のため、それで動いたと思います。放射能もありました。その考えは私は間違いでも何でもありません。でも、やはり私たちの生まれたところは福島県双葉町なのです。あのいわきの仮設に行ってみてください。浜のにおいがします。それは、双葉町のあのにおいと同じです。すごく落ちついてしまいます。これも大事です。双葉町に町長も戻ると言っています。早く戻って、福島県に住んでいる住民とともにあの東電の賠償を勝ち取りましょうよ。これが町長がやる大きな仕事だと思います。

最近、個人で損害賠償を訴えている人もいます。そこで、私が一緒にその裁判所を訪れました。国の裁判官、早く言えば国からお金をもらって仕事をしているあの人たち、それは国を絶対に守ろうとする裁判官たち。あのかたい石頭の裁判官が今度、私たちというか、避難者に向かって、ある程度認め始めた。それを聞いていた弁護士が、やはりあの裁判官も、これだけの災害を起こした国に対して厳しく問うような気持ちの意見を聞かれました。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員、役場機能についての再質問だと思うので、裁判のほうのあれではないので、質問を変えてください。

○2番（白岩寿夫君） 私は補償の問題ということで言ったのですが、わかりました。そのように流れが変わっていったということを説明しました。

皆さんが困っている補償問題、それだけ国も東電もいろいろなことで悩んではいませんが、私たちの補償、しっかりと町と、そして住民とで補償を求めていきたいと思います。

そして、次に義援金のことで、最後、次の意見をお話したいと思います。先ほど町長からのお話を受けました。義援金、たくさんのお金がいろいろなところから集まってきました。本当に心のこもったお金だと思います。その中で、双葉町に住んでいる方も義援金を持ってきた話を聞きました。そして、双葉町に住んでいた人、今は住んでいませんが、もと住んでいた人からのお金もいただいたそ

うです。そのためにも、義援金、この行方というか、先ほどの収支報告、それをやはり町民に配ることも必要ではないかと思えます。文書で配るのを町民の方が受け取って、この温かい義援金の流れを見ただけで、やはり双葉町の皆さんもきちっと考えることでしょう。私たちだけが、被災者だけでなく、ほかに行っている、遠いところに行っている双葉町住民の方も、これだけ心配していただけるのだという思いを示すためにも、やはりそういう義援金の流れ、収支を示してほしいです。町長、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員に申し上げます。

最初のやつ、ともに一緒行きましょうとか、それは答弁要らないですか。それはなくていいのですか。答弁求めているのか、一緒に行動しましょうというのか、そういうのがあったので、それは答弁要らないですか。答弁なら答弁下さいと言ってもらわないと。

○2番（白岩寿夫君） それはいいです。

○議長（佐々木清一君） 江尻邦夫教育長。

○教育長（江尻邦夫君） それでは、白岩議員の再質問にお答えをいたします。

白岩議員の通告は子供たちへの支援でございますから、ここで私の怒りを述べるという、そういう場ではないというふうに思いますので、私の思いの一端をそれに加えて申し述べさせていただいて、支援について若干触れさせていただきたいというふうに思います。

私の1番目の思いは、これまで双葉町が教育改革に向かって着実に進んでいたあの状況が崩壊したということが私の最大のショックであります。そういうことであります。それ以外につきましては、これは町長と私の共通の思いでありますから、それ以上のことは申し上げないことにしておきたいと思えます。

さて、支援でございますけれども、これまでも全国に散在している子供たちに対して、でき得る限り平等に目を向けていきたいという基本的な構えでやってまいりました。しかしながら、なかなかその平等というのが難しいなという、そういう場面に遭遇したことも再三ございますが、おかげさまで、この教育委員会は学校の連絡網の体制が整ってございます。私が3人の校長に指示を出しますと、3人の校長は、全国とは言いませんけれども、埼玉県の併任の教員と、それから福島県の各地に兼務している教員に連絡が行きます。そして、何か子供に困ったことがあれば、その近くにいる教員が学校訪問します。それで足りなければ、校長が会津と郡山と福島におりますから、その校長が赴きます。そして、心のケアに当たります。今後は特に力を入れなければならないのは、やはり物的なこともさることながら、心的なこともさることながら、学力、学習支援というところに目を積極的に向けていく必要があると、そんなふうな考えも持っております。

それから、学校は今臨時休業ということで、区域外就学となっておりますから、区域外就学している学校の校長先生を初め教員の方々が中心になって子供たちに支援をしていく旨、こちらからお願いし

ていくという立場であります。それを今の状況ですと、そのような状況を強めていくということが大事だというふうに思っております。これまでも関係の教育委員会には何回となく訪問をしていますが、今度はいよいよ仮設というのがクローズアップされてきましたから、そこにも視野を広げて、子供たちの支援に向かってまいりたい、そういう気持ちでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

まず、補償についてでございますが、やはりこの補償の原点は、個人賠償についてはやはり個人のことになります。行政的なものは行政のほうで着々と今積み上げをしておりますが、何といたっても満足を得るまで要求をしていただきたい、請求をしていただきたいというふうに考えております。双葉町が独自の方法をとるようになったのは合意書でありました。合意書が8月31日までですべてにするというあの合意書を見たときに、3月11日から8月31日というのがほとんどすべてなのですね、現に。それをあの合意書で片づけられるものではない。それは最後に私どもが戻って、これでいいなという、その確認、了解なしには合意書なんてあり得ないわけです。最初に合意書を持ってくるこのやり方については非常に、何としたものだ。我々が事故を起こしたわけではなくて、我々が望んで避難したわけではないのにもかかわらず、何か我々が加害者になったみたいのような、あの請求用紙を見たときに、これではだめだという思いで、東電の請求書用紙は本当に住民のことを考えていない請求書用紙だということで、町独自の方法をとりました。

これからは双葉町の皆さんが専門家である弁護士さんと相談して、自分の思いをその用紙に書き込んでいただいて、思いのほどをすべて請求していただきたい、そういう認識でいるということでございます。合意はまた別でありますので、この細かいことはこの場ではちょっと発言は控えさせていただきますけれども、大まかなことを言えばそういうことに尽きると思います。

賠償というのは、あくまで損害賠償ですから、損害の部分ですから正当防衛なのです。請求することは正当防衛ですから、白岩議員が言われるように、そのお金を持ってどこかに行ってしまうということも懸念されるのも事実であります。それはどういう意味かは個人の選択になってくるということで、町でそれをつなぎとめることは、これは基本的にはできないものと私は考えております。できるだけとどまってもらえるようなまちづくりをすることは当然であります。それであっても、やはりそのお金でどこかで自分が生きるのだということもゼロではないというふうに思っております。

ただ、最初がいいのですけれども、初代同士が新しいところに行って住むのはいいのですけれども、2代目になってくると夫婦になって、3代目になると、結構、何か権利とかいろんな問題、トラブルも起こしかねないのではないかなと。先のこと、これは想像ですけれども。そうなったときには、やっぱり生まれ育ったところがいいなというふうな思いも出てくるのではないかな、こういうことも徐々に話し合っていきたい、語り合っていきたいというふうに思います。

ふるさとをなくしてしまうことの恐れのほうが多くて、多くの方はやはりふるさと双葉町にとどまりたいというふうに思っているのではないかなと。私もそう思いますから、私も帰りたいという思いはありますし、昔に戻って小川で魚釣りもしたいなと、そんなふうにも思うわけでございます。現実とそういう思いとよく調整してまいりたいというふうに思います。できるだけ補償、賠償のお金は、その後の自分の生活再建のお金であるために大事に使うことを望んでおるところでございます。

弁護士の方向というのは、今用意している様式、これ大至急印刷が上がり次第、細かにまたかみ砕いたものを全請求権のある方には送付したいと考えておりますので、なるべくいろんな機会に住民の皆さんに案内をしたいと考えております。

さて、役場機能ですが、これは先ほど岩本議員にもお話ししましたけれども、やはりその放射能、感じ方、味もしなければ、目にも見えない。非常に厄介なものです。怖いのは、なれだと思えます。依然として放射性物質は放射線を出し続けているのですけれども、何でもないようなことで感じると非常に危険だなというふうに思っております。先ほど申し上げました事故前の東京電力が放射線管理していましたA区域、B区域、C区域、D区域という区域がもう少し県内で再認識していただくと、その度合いというのがはっきりしてくるのではないかなと、そんなふうにも思っております。単純にあの管理区域を設けたわけでもございませんので、それを一般の環境にも、私は当然取り入れて判断すべきものというふうに考えております。そんな中で役場機能の問題は解決をしていきたいというふうに思っております。

加須市さんからのご厚意によりまして、このような場所で議会ができるようになりました。以前は、とんでもない、ひどいところで議会を開いて、本当に窮屈な中で暑い思いしてやった経験もございまして、我々はやらなくてもいい、受けなくてもいい経験をしてここまで来ました。やはり双葉町のあの議場で議会を開きたいと今でも思っております。ご理解いただきたいと思えます。

義援金につきまして、これは広く、まだ経過中でございますが、お知らせをしたいと思えます。町民の方からもいただいております。また、さらに本当に多くの義援金はこの近辺からいただいております。本当に見ず知らずの私どもに、財政界からも、いろんな企業からもいただいておりますけれども、本当にこの地域から多くいただいております感謝しております。これからこのことは広く町民に理解していただいて、語り継がなければならないものというふうに理解しております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 最後の質問になります。

教育長にもう一度質問があります。この前、テレビの報道で、浪江町の小学校の存続、少ない人数ですが、浪江町小学校が存続されました。それも教育長わかっていることと思いますが、あの少ない人数でもできた。あれを見て教育長はどう感じましたか。私も存続ということは、やはり双葉町の学校に通って、なくなってしまうようなこの大きな問題の中、やはり教育長としての考えがあるかと思えます。その心の中を教えてください。

あと、町長に、双葉町にいずれ戻ろうという考えがあるのははっきりわかりました。私たち福島県に住んでいます。放射能もあると思いますが、やはり福島県、双葉町、この福島県に住むことのその自分の思い、これは県外に住むよりも、あの福島県に住みたかった、その思いで今住んでいます。町長も早くあの福島県に私たちと一緒に住めれば、いろいろな問題が解決されると思います。町長が述べた生きがい、潤い、健康づくり、介護サービス、行政サービス、子供の考え、町民の健康診断、いろいろと述べました。この問題、福島県でやりましょう。これが双葉町、私たち住民の思いです。この騎西高校の中でそういう問題を進めるのも町長の考えではありますが、やはり町長も双葉町という大切な町で育って、そして最高の町長という、今現在います。やはりこの福島県に戻っていろいろな問題を解決して、皆さんと一緒に生きるという考えを持ってください。これが私の思いです。答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 江尻邦夫教育長。

○教育長（江尻邦夫君） それでは、白岩議員の再々質問にお答えをいたします。

浪江町が小学校、中学校を立ち上げたというそのことについてどう思うかということであります。これは、私たち双葉郡内8カ町村のその姿、これは浪江町に限らず、そのほかの町の動きについても私はその動きを細かいところまで神経を使って見ているところでございますし、教育長会があるたびに情報交換をして、それぞれの町の思いを聞いているところでございます。

学校の再開につきましては、これは双葉町の再興と一体であります。そのことをご理解いただきたいというふうに思いますが、私としてもこれは本音を言いますと、立ち上がっている町がうらやましいとか、それから恐らく立ち上げようとしている町の教育長は大変な苦勞をしているであろうなというところが手にとるようになるところでございます。したがって、私の思いは、これからの町の行方とともに学校の再開があるということを念頭に置きながら、もし町長からそういう命令が来たら、どういう姿で学校再開をしていくかということを常にイメージしながら、毎日教育委員会の事務を進めたり、子供たちの支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

町の機能ということでございますが、私が全く町民の声を聞かずにという理解をされているようでございますが、そうでなくて、やはり観察をしながら、聞きながらもありますし、今8カ町村の中でいろんな選択をされております。まだまだ汚染度合いが違って、一度にいかなくて、双葉郡が一つということは本当に理想なのですが、17日の説明会においても、それと全く違う方向を国から示されました。この中であって、どうしても放射能と戦いながら町をつくるのだという方もありますし、様子を見たい、あるいは比較的薄くて、すぐにでも帰れるようなところもありまして、この調整がこれから問題になってくるだろう。

それから、1つの町で3つの地域を抱えるところもあります。市もそうです。さあ、どうするのだというふうに首長さんは悩んでおりました。双葉町はどういうふうに、まだ正確には分類されておられませんけれども、その3つの地域が双葉町の中にあるのか、1つなのか。これから出されると思います。

しかし、町を守るということは、町の形を守ることも大事であります。町の後継者を守るということが一番大事であるということになると思います。やはり放射能の影響の少ないところで子供たちは、これからも育てるべきだと私は思いますので、不安なく、そういうことができるような調整をしながら役場機能の場所の決定をしまいたいというふうに考えております。今すぐにできることではないというふうに思っておりますので、思いは一緒であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 零時07分）

平成23年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年12月21日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第104号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第105号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第106号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第107号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第108号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第109号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第7 議案第110号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第111号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第112号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第113号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第114号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課長	山下正夫君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
農業委員会 事務局長	大橋利一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第104号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第104号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第105号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第105号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第106号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第106号 職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第107号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第107号 双葉町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第108号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第108号 双葉町災害援護特別資金貸付基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第109号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第109号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第109号は同意することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時06分

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第110号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、説明書により歳入から行います。

第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 総務費、9の旅費、普通旅費。この旅費の53万3,000円、これはどういうお金なのか。何でこんなにふえているのか、お伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) この旅費は、秘書広報課の中の職員、町長等の旅費であります。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 先ほど全協の中でも、この前の全協の中でもご説明は聞きました。これは福島に行く旅費がかさんでのことだとお伺いしていますが、本来私たちは福島県の双葉町、今いるのは埼玉県。埼玉支所から福島のほうに行くのについての旅費としては、福島にいれば問題ない旅費なので、逆に町長が戻るのが当たり前だと私は思います。ましてや福島支所をつくりました。つくった中で、ほとんど責任者がいないような状況になって、町長なり副町長、総務課長も含めて、いないような状況の中で、それであれば町長が福島に戻るのが当たり前の話だと思えます。ましてや53万3,000円がかからないと思えますが、その点についてお答えください。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) この旅費の中には、県内に限らず、全行為の旅費も含まれております。主として県内に、福島、郡山等に赴くときの旅費が主になりますけれども、全体的に全部町長というのは回らなければならないのも、これは当然であります。したがって、本来であれば双葉町で執行できればこういうことはないわけではありますが、残念ながら今はここにお世話になっている関係上、

支所を埼玉に置いている関係上、今かかるようになっております。菅野議員もよくその辺はご存じだ
と思うのですが、この旅費の使い方において、いろいろと問題提起もされております。これも踏まえ
て、今後この旅費の使い方を有効にして、県内の中の行政執行、これも、すき間のないような体制を
とってまいりたいと思います。簡単に言うと、支所のほうにも常にだれか責任者がいるような体制を
講じていきたい。毎日とはいかないでしょうけれども、決裁がスムーズに行くような、業務がスムー
ズに行くような体制もあってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、今のことを町長なり副町長なり、ちゃんとした執行権を持った方が福
島支所に、100%とはいきませんが、いるようにしていただけるといってお約束があれば納得はするの
ですが、本来、福島県ということで、福島県の支所、半分までいかなくても、町長が福島にいれば、
この旅費も執行されても下がるという部分もできてくると思うので、その点、副町長なり町長なり、
その辺、執行権者がちゃんと、なるべくいられるということでお約束していただけるのか、お伺い
いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この旅費の中には当然副町長の旅費も入ってきますので、これが減額する
かどうかはやってみないとわかりませんが、まず今は機能を発揮させることに十分に対応する
ためにこの旅費を活用させていただきたいと思います。そういうことをしますので、ご理解をいた
だきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 商工費、1番の商工振興費、19の双葉町の祭り・イベント事業補助金の50万
円の予算ですけれども、これは予算、イベントを起こしたい、お祭りで、その仮設ないしその地域
の中で事業をしたいという、そういう団体に、予算3分の2に対して上限20万円という予算ですけれど

も、今後自分たちの趣旨でイベントをやる方に20万円以上の予算を組む考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） このご提案している内容につきましては、要綱をつくりまして、この各イベントに対応するべき予算を計上してご提示を申し上げておりますので、新たなご提案ということで、これはまた、この当予算とは違う角度で考えてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） その要綱の内容が上限20万円ということになっておりますので、その要綱を、事業の規模によって20万円以上上限を掲げることを今後考えることができるのかどうかということを知りたいのですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今提案しているこの予算については要綱を設けておりますので、新たなことが発生すれば、またそこで検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 全体的な質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 済みません。落ちてしまいました。

3款の民生費、18番備品購入費、サーベイメーター。11月の臨時議会でこれ補正1,500万円とっていますよね。なぜこの800万円。15セット買うという1,500万円だったと思うのですけれども、なぜここで800万円の補正なのか、教えていただきたいと思います。もちろんこれ備品購入後の補正だと思うので、説明をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 総務課長からご説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

当初1,500万円とっていましたが、その後、文部科学省のほうからサーベイメーターが支援されるということがございました。そういった機種、台数とも検討いたしまして、必要な部分、機器をそろえて、十分だということになりましたので、1,500万円のうちの800万円を減額させていただくということでございます。

なお、この機器については、速やかに発注して、住民の要望にこたえてまいりたいということにしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは11月の臨時議会で補正予算で上がりました。そのときに私、ここで話したことがあると思います。放射能、すごく怖いものだと思います。その中で速やかに執行していただけることを私はここで話させていただきました。今の回答で言うと、購入はまだだと。これはいつまでに。早急に、いつまでにということ、せめて発注ですね。早い段階での発注をしていただきたい。そして、使えるようにしていただきたいということもありますので、いつまで発注するか、ぜひともここで教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 年内に発注をして、全量そろわなくても、可能なものから納入をさせて、速やかに必要なところに配置をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 3款の民生費の節の20番の扶助費です。今回500万円で借り上げ住宅に配布品ということで、民間借り上げの皆さんに支援物資を送るということで今回予算計上されておりますが、11月にその運送費ですか、配送費ということで300万円予算とっておりますが、3月11日から避難をし、9カ月もの長きにわたって、ようやく民間住宅のほうに支援物資を配送するというふうな、ちょっと時期もかなり遅くなっているということですが、このことにつきましての遅れた理由と、そして今後、この民間借り上げ住宅と避難所、仮設住宅との格差、不公平感ということで、民間借り上げ住宅の方はかなり不公平感を感じているというふうに私も伺っておりますし、議員の皆さんも今回の選挙では、恐らくそういうふうなお話を伺っていると思います。

そういったことで、その格差をなくすための、いわゆる民間借り上げ等の住宅に住んでいる人たちに対する今後の支援のあり方、そういったこともあわせて伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この500万円は、まさに今伊澤議員が言われるように、民間借り上げ住宅

の方に送る費用でございます。十分な対応が行き届いていないのは、私の業務の遅延ということで、おわびを申し上げたいと思います。遅くなりましたけれども、今後は公平性の中で手だてを講じて、町民の皆さんの安心、そういうことにこたえてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 町長に再度お伺いしますけれども、この民間借上げの支援の物資、今回は500万円ですけれども、今後も継続的にこの民間借上げの皆さん、町民に支援するための予算を計上する考えがあるかどうかと、継続する考えがあるかどうかを明確にお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今後、借上げ住宅、仮設住宅、避難所、それぞれの公平性の度合いの確認をしなければならないと考えております。でき得る限り町民の皆様の不満解消のために継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 21ページ、消防費、非常備消防費の1の報酬ですけれども、消防団員の報酬、減額されておりますけれども、今後の双葉町の消防団の組織について町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 消防団のあり方、今後とも双葉町の消防団の体制は継続してまいりたいと考えております。その中であって、今、団長が不在になっていることでありますので、できれば、でき得る限り最大限努力をして、年内にはまず本団の体制を構築したい。ということは、団長が決まるように今手を尽くしているところでございます。なかなか人選に困っているところもありますが、何とか本団の体制を確立して、その後に分団をもう一度招集していただいて、本団のほうから分団の構成を確認してもらおう。そんな流れに現在はなっております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 消防の組織ですね。本団、団長も決まらず、もちろん副団長、その他幹部も何の辞令も何も受けていないのです。各分団でも、分団長はそれぞれの分団で決まったとはいえ、町から辞令を受けていないという状態で、確かにこの状況で、消防の組織が活動できないという状況もわかりますけれども、やはりこれまでの消防組織というものがありましたし、またいずれやはり活動を再開するという意味でも、早期にきちんとした会議を開いて、本団の組織と各分団長への辞令を早急に出していただきたいと思いますので、再度町長の考えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の言われるとおりでございます。早急に立ち上げたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第110号 平成23年度双葉町一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第111号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第111号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第112号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第112号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第113号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第113号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第114号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第114号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時30分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 清 川 泰 弘